

平成 3 0 年

# 厚生委員会会議録

と き 平成30年6月11日

品 川 区 議 会

平成30年 品川区議会厚生委員会

日 時 平成30年 6月11日（月） 午後1時00分～午後4時30分  
場 所 品川区議会 議会棟6階 第2委員会室

出席委員 委員長 石田 秀男 君 副委員長 鈴木 ひろ子 君  
委員 鈴木 真澄 君 委員 若林 ひろき 君  
委員 こんの 孝子 君 委員 石田 ちひろ 君  
委員 木村 けんご 君

出席説明員 中川 原 副 区 長 永尾 福 祉 部 長  
大串 福 祉 計 画 課 長 寺嶋 高 齢 者 福 祉 課 長  
宮尾 高 齢 者 地 域 支 援 課 長 松山 障 害 者 福 祉 課 長  
飛田 障 害 者 施 策 推 進 担 当 課 長 矢木 生 活 福 祉 課 長  
福内 健 康 推 進 部 長 川島 健 康 課 長  
品川区保健所 所長兼務 鈴木品川区保健所生活衛生課長  
三ッ橋 国 保 医 療 年 金 課 長 仁平品川区保健所品川保健センター所長  
鷹 箸 参 事 （ 品 川 区 保 健 所 保 健 予 防 課 長 事 務 取 扱 ） 榎本品川区保健所荏原保健センター所長  
間部品川区保健所大井保健センター所長

○午後1時00分開会

○石田（秀）委員長

ただいまから厚生委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付してございます審査・調査予定表のとおり、幹部職員紹介、事務事業概要、報告事項、その他と進めてまいります。

なお、その他におきましては、所管事務調査および行政視察についてのご案内を考えておりますので、よろしくお願いいたします。

本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

---

1 幹部職員紹介

○石田（秀）委員長

初めに予定表の1、幹部職員紹介を議題に供します。

実質的には今回が初めての委員会でございますので、改めて委員、理事者の皆様より自己紹介をお願いいたします。

では、初めに私から行います。

委員長を今年も務めさせていただきます石田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○鈴木（ひ）副委員長

副委員長の鈴木ひろ子です。どうぞよろしくお願いいたします。

○鈴木（真）委員

自民党・子ども未来、鈴木真澄です。よろしくお願いいたします。

○若林委員

公明党の若林でございます。よろしくお願いいたします。

○こんの委員

同じく、こんの孝子です。よろしくお願いいたします。

○石田（ち）委員

日本共産党の石田ちひろです。よろしくお願いいたします。

○木村委員

国民民主党・無所属クラブの木村でございます。

○石田（秀）委員長

それでは、幹部職員の、まず副区長からお願いします。

○中川原副区長

副区長の中川原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○永尾福祉部長

福祉部長の永尾でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは私から、福祉部の理事者の紹介をさせていただきます。

まず、大串福祉計画課長でございます。

○大串福祉計画課長

大串です。どうぞよろしくお願いいたします。

○永尾福祉部長

寺嶋高齢者福祉課長でございます。

○寺嶋高齢者福祉課長

寺嶋でございます。よろしく願いいたします。

○永尾福祉部長

宮尾高齢者地域支援課長でございます。

○宮尾高齢者地域支援課長

宮尾です。どうぞよろしく願いいたします。

○永尾福祉部長

松山障害者福祉課長でございます。

○松山障害者福祉課長

松山でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○永尾福祉部長

飛田障害者施策推進担当課長でございます。

○飛田障害者施策推進担当課長

飛田です。よろしく願いいたします。

○永尾福祉部長

矢木生活福祉課長でございます。

○矢木生活福祉課長

矢木です。どうぞよろしく願いいたします。

○永尾福祉部長

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○福内健康推進部長

健康推進部長、品川区保健所長を兼務しております福内と申します。

健康推進部は自己紹介でさせていただきます。

○川島健康課長

健康課長、川島でございます。よろしく願いいたします。

○三ッ橋国保医療年金課長

国保医療年金課長、三ッ橋でございます。よろしく願いいたします。

○鈴木生活衛生課長

生活衛生課長、鈴木でございます。よろしく願いいたします。

○鷹箸保健予防課長

保健予防課長、鷹箸です。よろしく願いいたします。

○仁平品川保健センター所長

品川保健センター所長の仁平と申します。よろしく願いします。

○間部大井保健センター所長

大井保健センター所長の間部でございます。よろしく願いいたします。

○榎本荏原保健センター所長

荏原保健センター所長の榎本でございます。よろしく願いいたします。

○石田（秀）委員長

それぞれありがとうございました。

事務局は私から紹介になっていますが、自己紹介をどうぞ。

#### ○書記

よろしくお願いいたします。

#### ○石田（秀）委員長

このメンバーで1年間、実りある委員会にしていきたいと思いますので、改めてよろしくお願いいたします。

以上で本件を終了いたします。

---

## 2 事務事業概要

(1) 福祉部

(2) 健康推進部・品川区保健所

#### ○石田（秀）委員長

それでは、予定表2の事務事業概要を議題に供します。

この事務事業概要につきましては、例年に倣い、新しい委員で構成される最初の委員会で、各所管の事務について概要説明を受けるものでございます。したがって、具体的な質疑につきましては、今後取り上げていく報告事項等の案件の中で行っていただきたいと思っておりますので、本日は説明、質疑とも簡潔にお願いいたします。

なお、進め方でございますが、予定表に記載してあるとおり、(1)の福祉部から(2)の健康推進部・品川区保健所まで一括して説明していただき、その後、質疑に移りたいと思います。

それでは、福祉部および健康推進部・品川区保健所の事務事業概要について、説明をお願いいたします。

#### ○永尾福祉部長

私から、まず福祉部の総括説明をさせていただきます。

9ページをご覧ください。福祉部の組織が掲載されておりますけれども、福祉部におきましては4月1日付で組織改正を行いました。

初めに福祉計画課ですが、地域包括ケアシステム推進における介護・医療分野の連携強化を目的として、高齢者福祉課保健医療・認知症対策係から所掌事務の一部を移管し、新たに介護・医療連携担当を設置いたしました。また、臨時給付金事務の終了に伴い、臨時給付金担当を廃止いたしました。高齢者福祉課では、保健医療・認知症対策係を認知症対策係に名称変更し、認知症高齢者ケア事業を所管する係といたしました。

障害者福祉課は、障害の重複化、高齢化に伴い、これまでは障害者相談係知的障害者福祉担当、療育支援担当、精神障害者福祉担当と、障害種別ごとに編成していた係を、機能別に見直し、障害児者の自立支援給付等の支給決定や介護給付等支給審査会を担当する障害者認定事務係と、障害者等の相談や療育相談を担当する障害者相談支援担当主査制に編成いたしました。

それでは、福祉部の今年度の重点施策についてご説明をいたします。

福祉部は大きく分けて、高齢者福祉、障害者福祉、生活福祉の部門を所管しております。高齢者福祉部門では、地域共生社会の実現を背景に、包括的支援体制の構築に向け、高齢、障害、子ども等、各分野の関係団体や福祉・医療関係者、また区民の方々などの多数の方のご意見をいただきながら、福祉計

画の達成に取り組んでまいります。

また、認知症高齢者支援としては、一般デイサービスにおける軽度認知症高齢者への適切なケアの提供を推進するために、品川区独自のプログラムを作成いたします。また、高齢者の住まいに関しては、民間住宅の住みかえに困窮する高齢者への支援として、高齢者住宅生活支援サービス事業を開始いたします。

次に、障害者福祉部門では、平成31年度から心身障害者福祉会館の機能強化に向け、指定管理候補者を選定いたします。また、障害児者総合支援施設整備については、平成31年度の開設に向け、運営面での調整をいたします。

生活福祉部門では、引き続き被保護世帯の自立を促進するために、就労支援の強化を図るとともに、子ども未来部と連携の上、子どもの貧困の連鎖防止に取り組めます。本年度は進学資金貯蓄支援事業を創設し、子どもの大学等進学の支援を行います。

それぞれの課の事務事業の内容につきましては、各課長からご説明申し上げます。

### ○大串福祉計画課長

それでは私から、福祉計画課の事務事業についてご説明いたします。

最初に9ページをお開きいただきたいと思います。冒頭、部長から、組織改正の関係がご説明ありましたけれども、私どもでは昨年、臨時福祉給付金を担当しておりましたが、それが終了いたしまして、それに伴い、臨時福祉給付金担当を廃止いたしております。新しく介護と医療の連携担当を設置しまして、介護と在宅医療の連携を推進していくところでございます。したがって、5係21人ということで福祉計画課は構成されているところでございます。

事務分掌につきましては、次のページ、10ページに記載のとおりでございます。

恐れ入りますが、ページは飛びますが、26ページをご覧くださいと思います。26ページ、生活支援体制整備事業でございます。目的のところに書いてありますように、地域の生活支援サービスを担う事業主体と連携・協力をしながら、多様な日常生活上の支援体制の充実を図るというものでございます。

事業内容につきましては、支え愛・ほっとステーションに配置されたコーディネーターを、生活支援コーディネーターとして位置づけまして、地域の支援ニーズとサービスの提供主体の方たちの活動を適切につなぐというものでございます。昨年、品川区全13地域に配置が完了したというものでございます。

その下、協議体の設置というところでございますが、それぞれ第1層、第2層の協議体を設置いたしまして、多様な主体の情報共有または協力関係といったことを図ってまいりたいと考えているところでございます。

すみません、また少しページが飛びますが、84ページをお開きいただきたいと思います。地域福祉の推進というところの1番、地域における福祉というところでございますが、これも冒頭、部長からございましたように、今年度、地域福祉計画を新しく改定いたします。今現在、第2期品川区地域福祉計画というものを持っておりますが、それと合わせて、品川区すべての人にやさしいまちづくり推進計画を統合いたしまして、第3期の品川区地域福祉計画を策定していきます。

事業内容のところに書かれておりますが、区内各地で懇談会、説明会を開催いたしまして、また策定委員会、先般6月7日に第1回の策定委員会が開催されましたけれども、その中で、新しい地域福祉の計画についてご議論いただきながら、新しい計画をつくってまいりたいと考えているところでござい

す。

お隣のページがやさしいまちづくりの推進ということで、今申し上げました品川区すべての人にやさしいまちづくり推進計画に基づきまして、ハード整備とあわせてソフト施策の展開を進めてきたというところでございます。

その下、(3)のユニバーサルデザイン普及啓発事業というところでございますが、おたがいさま運動の推進ということで、その取り組みを行っているところでございます。次のページ、86ページで実績というところを載せさせていただいておりますけれども、区内小学校で8回、昨年は学習会を開催し、若年代代へ向けての普及啓発を図ってきたというところでございます。

それから、お隣のページ、87ページでございますが、今年度の取り組みということになりますけれども、ボランティア体制の強化ということでございます。地域での支え合いや、地域に根差した助け合いの仕組みを構築していくための1つとして、ボランティア活動を支援するシステムづくりを今年度検討してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、88ページでございます。ひとり暮らし高齢者のための事業ということで、(1)高齢者の見守りというところの①の高齢者見守りネットワーク事業でございます。これは内容のところにも触れさせていただいておりますけれども、地域社会から孤立しがちな高齢者の生活不安を、住民同士が支え合うといった目的で、町会・自治会を主体に見守り活動を行っているというものでございます。

それから、その隣、89ページの支え愛・ほっとステーション事業でございます。先ほども触れさせていただきました。こちらの対象といたしましては、ふだんは自立した生活を送ることができるものの、日常生活の中で困り事や生活課題を抱えるひとり暮らし高齢者等の方に対しまして、コーディネーターによる相談や訪問、あるいは地域のボランティアによる簡易なお手伝いといったものを実施しているところでございます。昨年、平成29年度で品川区内全13地区に、この支え愛・ほっとステーションを、地域センターの中でございますが、設置ができたというところでございます。

なお、平成30年度、今年から、複数の地区にまたがった対応を行う調整コーディネーターを、こちらは1名ですけれども配置し、業務の円滑化を進めていくというところでございます。

恐れ入ります、次は97ページになります。(2)の安否確認というところでございます。①緊急通報システムということで、65歳以上のひとり暮らしの高齢者であれば、高齢者のみで構成されている世帯、あるいは日中独居の高齢者といった方を対象に、実施をしているところでございます。

内容といたしましては、緊急に何かあった場合には、救急ペンダントの通報ボタンを押していただきます。あるいは、一定時間動作確認センサーが反応しない場合につきましては、民間事業者、警備会社になりますけれども、こちらから警備が急行するという内容になっているものでございます。

恐れ入ります、少し飛びますが、101ページをご覧くださいと思います。(3)の民生委員のうち、民生委員・児童委員活動でございます。福祉事務所や児童相談所などの関係機関と協力いたしまして、高齢者や障害者、あるいは子育て家庭や生活困窮家庭といった方たちの相談に応じ、助言や援助など、さまざまな活動を行っております。後ほど触れますが、品川区では民生委員に高齢者相談員も兼務していただいているというところでございます。

1ページおめぐりいただきまして、102ページ、(4)の高齢者相談等事業（高齢者相談員）となっております。こちらは区の独自の事業ということで、民生委員の皆様方には高齢者相談員ということで兼務をしていただいている。75歳以上のひとり暮らし高齢者または高齢者世帯を対象といたしまして、

相談等々を行っていただいているというところがございます。

続きまして103ページ、(5)生活の支援ということで、①成年後見利用支援事業でございます。こちらは社会福祉協議会の成年後見センターと連携をいたしまして、判断能力が十分ではない方の財産管理や身上保護を支援するというものでございます。

実施方法のところでございますが、家庭裁判所への後見等開始の審判に係る諸手続を、本人あるいはご親族の方にかわり、区長申し立てということで行っているところがございます。

恐れ入ります、107ページをご覧いただきたいと思います。(7)その他の福祉制度ということで、①から④が並んでおりますが、こういった各事業についても福祉計画課で担当させていただいているところがございます。

恐れ入ります、またページが飛びますが、128ページをお開きいただきたいと思います。2番の施設等基盤整備ということで、こちらも私どもで担当しているところがございます。昨年5月に東五反田四丁目のグループホームの開設、それから6月には、上大崎三丁目の特養、102名定員です。東五反田四丁目については2ユニットの18名定員ということで、それぞれ施設を昨年開設したというところがございます。

そのお隣、129ページが3番、社会福祉法人の認可・指導監査ということで、地域主権改革第二次一括法の施行に伴いまして、社会福祉法の一部改正を受け、都から区に権限移譲されたものでございます。所轄法人としては、区内のみに事業所が所在する社会福祉法人13法人が私どもの対象になっているといったところで、法人の設立認可あるいは定款変更等、指導監査といったものを行っているというところがございます。

#### ○石田（秀）委員長

課長、座ってやったら。

#### ○寺嶋高齢者福祉課長

ありがとうございます。立ったり座ったりがきついで。

#### ○石田（秀）委員長

座ってやったら。

#### ○寺嶋高齢者福祉課長

大丈夫です。ご配慮ありがとうございます。いけるところまでいかせていただきます。途中でもしきつかったら、そうさせていただきます。ありがとうございます。

では9ページ、組織図でございますが、繰り返しになりますので、高齢者福祉課は8係59名の体制で、本年度構成しているところがございます。

それでは早速ですが、事業説明に入りますので、17ページをお開きください。介護保険に関する内容でございます。まず、1の(1)高齢者の人口ですが、すぐ下の表に平成30年4月1日付の表を記載しております。こちらで65歳以上の高齢者人口が8万1,693人となっております。その2つ下の75歳以上人口が4万871人となっております。差し引きしますと、65歳から74歳が4万822人ということになりますので、品川区もこの4月1日現在、ついに後期高齢者人口が前期高齢者人口を上回ったということになります。

その次です。施策の考え方のほうに移りたいと思います。18ページの下丸囲みのところに、第七期の品川区介護保険事業計画における課題ということで、地域の支え合い体制の強化による地域包括ケアの推進というものを掲げているということで記載させていただきました。

その隣の19ページですが、第七期の7つの重点プロジェクトということで、一番下の7番、福祉人材の確保と育成、これが喫緊の課題でありまして、これを第七期のプロジェクトの柱として加えたところでございます。

次は20ページをお開きください。こちらの中段に、「さらに、平成29年度には」という記載のところですが、区と在宅介護支援センターを結ぶ情報処理システムを更新いたしまして、品川区高齢者総合支援システムとして、多職種連携システムとあわせて一体的な開発を平成29年度中に行いまして、平成30年度に運用を開始したところでございます。

ページが飛びまして、25ページをご覧ください。こちらは第1号被保険者の月額保険料と段階別の人数、平成30年3月31日時点の実績となりますので、表の金額等は第六期の金額が入っております。3月31日、第六期最後の実績ということになります。既にご案内のとおりですが、第七期につきましては、保険料基準額は月額5,300円を5,600円に、300円ほど値上げさせていただいたところでございます。

それでは、27ページをお開きください。ここからが要介護高齢者のための事業についての記載でございます。(1)の在宅介護支援センターです。今までどおりの内容となっております、実績につきましては28ページから30ページに、在支別・サービス別の3カ年実績を掲載させていただきましたので、後ほどご覧いただければと思います。

31ページをお開きください。ここからは家庭を訪問してのサービスで、まず①が訪問介護（ホームヘルプサービス）でございます。同様に3カ年の実績を記載させていただいております。

おめくりいただきまして、32ページが②の訪問看護サービス、③の訪問リハビリサービスでございます。訪問リハビリにつきましては、医師会等の訪問看護ステーションから看護師や理学療法士が家庭を訪問して、病状観察や機能訓練等を行うものでございます。3カ年の実績は記載のとおりで、いずれも増加傾向にあるものでございます。

34ページをお開きください。こちらは施設を利用してのサービスで、まず①が通所介護サービスになります。中段の3カ年の実績をご覧いただいたとおりで、予防給付が大きく減少しているのは、ご案内のとおり、総合事業に移行した分ということでございます。それから、平成28年度から介護給付が減っているのは、こちらも昨年度もご説明しましたが、定員18人以下のデイサービスが地域密着型に移行したため、平成28年度から介護給付の実績は減っているところでございます。平成27年から平成28年を比較していただくと、合計の金額で約4億円減っているのがわかると思います。

39ページを見ていただきたいのですけれども、先ほど4億円減ったと申し上げましたが、こちらが地域密着型サービスに移行した18人以下のデイサービスということになりまして、こちらで平成28年度が5億円、平成29年度5億4,600万円ということで、こちらを合計すると、やはり増加傾向にあるというのがおわかりいただけたと思います。

ページを飛ばしましたので、1ページお隣の38ページ、ここから地域密着型サービスの説明が始まっております、地域密着型サービスにつきましては、指定は東京都ではなく品川区ということになります。

①が小規模多機能型居宅介護で、通所、訪問、ショートを組み合わせたサービス形態でございます。

その下、②の看護小規模多機能型居宅介護は、小規模多機能に訪問看護を合わせたサービスでございます、これまで杜松倶楽部1カ所でやっておりましたが、平成30年2月に「けめともの家・カンタキ西大井」が開設して、現在2カ所となっているところでございます。

それでは、41ページをおめくりください。こちらは⑤認知症対応型共同生活介護、いわゆる認知症グループホームになります。要支援2および要介護者の認知症の高齢者の方を対象としまして、家庭的な雰囲気共同生活をしながら、認知症症状の進行を防止し、生活機能の維持・向上を図るものでございます。昨年5月にグループホーム東五反田が開設し、現在計14カ所、定員240名となっております。

おめくりいただきまして、42ページでございます。こちらは夜間対応型訪問介護、それから、⑦が24時間定期巡回・随時対応型訪問介護看護ということで、あらかじめ自宅にコール端末を設置し、利用者からの通報を受けて調整・対応するといったサービスでございます。

お隣、43ページの市町村特別給付事業ですが、こちらは1号保険料を財源といたしまして、自治体に取り組む事業となっております。サービスの種類として、3つほど継続してやっておりますが、要支援者夜間対応サービス特別給付は、要介護から要支援になった際に、それまで使えたサービス利用ができなくなるといふことで、行っている事業でございます。

②の通院等外出介助サービス特別給付につきましては、予防訪問介護の時間だけではなかなか通院介助の時間がとれないということで、やっている事業でございます。

③は地域密着型ケアホームサービス提供費特別給付で、軽費老人ホーム設置を踏まえて、低廉な料金で提供できるようにしているところでございます。実績につきましては、めくっていただいた44ページに記載しております。

続きまして45ページ、福祉用具・住宅改修でございます。①の福祉用具の貸与は、車いす等の福祉用具を貸与することにより、介護者の負担軽減を図るものでございます。品目は記載のとおりで、①の車いす以降、13品目となっております。

下段、②福祉用具購入費の支給は、品目に記載の5品目について、年間合計10万円を限度に支給するものでございます。

おめくりいただきまして、46ページですが、住宅改修費の支給ということで、目的に記載のとおり、要介護高齢者等の在宅生活を支援するため居宅内の改修を施工した際に、住宅改修費を支給するもので、対象工事は記載のとおりでございます。支給限度額は20万円となっております。

また、自立支援の観点から、要介護認定で非該当となった方につきましても、お隣47ページの高齢者自立支援住宅改修給付事業を、区の一般施策により同じサービスが受けられるように実施しているものでございます。真ん中のところに表がありますが、今ご案内したのは表の左側のものでございまして、右の表の住宅設備改修給付というのも区の一般施策でやっております、こちらは要介護、要支援と判断された65歳以上の高齢者の方で、住宅の改修が必要と認めた方について、①から④に記載の工事費を別途支給するものでございます。

それでは、48ページをおめくりください。まず(7)在宅療養推進事業として、①医療ショートステイ事業でございます。内容の欄をご覧ください。在宅療養者がその介護者の事由によりショートステイの利用が必要になったとき、医療機器使用等の医療処置が必要なために、特養等の介護保険施設でのショートステイのご利用が困難な場合がございます。こういった際に、区が指定した医療機関に一時的に入院することで、在宅療養の継続を支援するものでございます。

お隣の49ページからは施設サービスとなりまして、①特別養護老人ホームでございます。施設は昨年度開設しました上大崎特養を含めて、11施設884名の定員となっております。3カ年の実績は記載のとおりでございます。

めくっていただきまして、50ページになります。②介護老人保健施設でございます。目的の欄に記載のとおりですが、介護が必要で病状が比較的安定している高齢者の方を対象とした施設で、リハビリテーションなどの医療ケアと介護などの生活サービスを提供し、在宅生活への復帰を支援するものでございます。今月ですが、6月1日に北品川五丁目に入所定員100名のソピア御殿山が開設し、老健は現在、区内で2カ所となっております。

それでは、ページが飛びまして、65ページをお開きください。介護事業を支える事業として、(1)要介護認定でございます。介護認定審査会につきましては、心身状況調査に基づく一次判定結果、それから特記事項、主治医意見書に基づきまして、審査・判定を行うものでございます。チーム制で行いまして、5人1組で6チーム、現在動いているところでございます。委員構成は記載のとおりで、審査会の開催につきましては、回数は週に5回から6回となっておりますので、ほぼ毎日、日によっては1日午前・午後の2回やっているという日もございます。実績につきましては65ページ、それから66ページの表に記載のとおりでございます。

次、67ページをご覧ください。介護保険制度推進委員会でございます。介護保険事業の実施状況の確認や評価を行うことによりまして、制度運営の透明性を確保し、介護保険制度の円滑かつ公正な運営を図るものでございます。この67ページの下段から68ページにかけて、第六期の実績を記載してございますが、平成29年度につきましては、第七期事業計画の策定を中心に開催したものでございます。

それでは、69ページをご覧ください。特別養護老人ホーム入所調整でございます。会議の内容の欄に記載のとおり、特別養護老人ホームへの申し込みを受けて、入所の必要性和優先度を審査するものでございます。メンバーは、区内特別養護老人ホームを運営している社会福祉法人の代表の方、医師会の代表の方、民生委員の代表の方、および区職員で構成するもので、会議は今現在、年に2回開催しております。9月と3月でございます。

その下に3カ年実績が記載されておりますが、3カ年の入所者の推移は、平成27年度が184人、平成28年度319人、平成29年度281人、ここの2カ年は入所者が多くなっておりますが、こちらは新規施設の開設があったための増でございます。

おめくりいただきまして、70ページになります。こちらはケアマネジメントの支援事業でございます。ケアプランの質の向上を図るために、研修等を実施するとともに、ケアマネジャー等の専門性の向上を支援するもので、①のケアプランサポート研修、②のリハビリ訪問相談、お隣71ページの③認知症専門チームのほか、④品川福祉カレッジ専門コースとして口腔ケア研修等を実施しているものでございます。

72ページをお開きください。品川介護福祉専門学校修学資金貸付事業でございます。品川介護福祉専門学校の生徒を対象に修学資金の貸付制度を設け、区内の指定介護施設への福祉人材の確保を図るもので、内容、貸付金額は、前期・後期各35万円、年間70万円、2カ年で合計140万円の貸し付けを行っております。償還は、5年間60カ月の償還を基本としております。

内容⑥の償還の免除ですが、卒業後6カ月以内に指定福祉施設に勤務し、3年以上介護業務に従事した場合に、返還が免除となります。ちなみに今年度、下に貸付者数の3カ年の推移がありますけれども、介護学校は昨年まで入学者が少なかったのですが、平成30年度は、表には記載しておりませんが、参考の数字としまして、入学生は今年度36名になっていると聞いています。それから、そのうち貸し付けを受けている方は33名というのが、平成30年度直近の実績でございます。

その次が73ページの福祉カレッジ、それから74ページの社会福祉士養成コース受講助成は、介護

専門学校の機能を活用して、福祉人材の育成に取り組んでいるもので、人材の定着支援として、同じく75ページの職員住宅提供事業等も実施しているところでございます。

それでは、76ページをご覧ください。(9)介護職員の雇用促進助成事業といたしまして、内容の欄に記載のとおり、介護職員初任者研修受講費助成を行っているほか、平成29年度からは、2つ目のひし形になりますが、介護福祉士実務者研修受講費助成というのを実施しているところでございます。実績等は、隣の77ページに記載のとおりでございます。

では、78ページをご覧ください。(10)の福祉人材確保・定着事業でございます。先ほどプロジェクトの7番目に掲げたと申し上げたとおりで、喫緊の課題ということで、引き続き福祉人材の確保・定着に努めているところでございます。

①に記載のとおり、区とNPO法人との協働事業でございまして、コミュニケーションスキルの向上を目的としまして、介護技術研修、資質向上研修等を実施しております。それから、この表の一番下、緊急介護人材確保・定着支援事業ですが、こちらも引き続き、さまざまな角度からアイデアを出して取り組んでいきたいと考えております。

お隣、79ページの内容に記載のとおりですが、ア.遠隔地からの人材確保支援、それからイ.特別養護老人ホーム・老人保健施設における看護職員確保支援、ウの介護ロボットの試験導入、試験導入3カ年目を平成30年度に迎えますが、こういった事業、それからエ.家族介護をしている介護職のレスパイト等を実施しております。それから、平成29年度は単年度事業として、オに記載のとおり、介護職員等離職防止対策費として、各法人に離職対策を検討してもらう事業を実施しているところでございます。

それでは、80ページをご覧ください。要介護度改善ケア奨励事業でございます。品川区施設サービス向上研究会に参加をする計15施設を対象に行っているもので、日々のセルフチェック等によるサービス向上の取り組みを評価し、要介護度の改善状況に対して奨励金を交付する事業でございます。実績は記載のとおりでございます。

お隣81ページは、入院中の紙おむつ代の助成でございます。対象者は65歳以上の品川区民の方で、介護保険料の段階が4段階以下の方、これは世帯全員が区民税非課税の方ということになりますが、30日以上入院をした場合に、入院時に支払われた紙おむつの費用を1カ月につき5,000円を上限に助成するもので、要介護認定を受けているか否かは問わないものでございます。

続きまして、82ページでございます。在宅介護者研修事業でございます。目的に記載のとおり、長年、要介護高齢者等を介護している家族を対象に、心労をねぎらい、介護に必要な技法知識を習得できる機会を提供するもので、あわせて体験発表や交流会等を実施しております。ほかにも、(2)の家族介護者教室や、(3)家族介護者応援講座などを実施しているところでございます。

ページが飛びまして、92ページをご覧ください。こちらは③認知症高齢者の支援とケアの充実でございます。第七期におきましても引き続き重点課題でございまして、平成29年度は「品川“くるみ”認知症ガイド」を第1号被保険者の全世帯に配付したところでございます。事業の内容といたしましては、ひし形の順番の記載ですが、品川くるみ高齢者見守りアイテム（アイロンシール、靴反射シール、キーホルダー等）を希望者に配付しているところでございます。

それから2つ目は、徘徊高齢者探索システム事業として、GPS端末の初回費用を助成して、徘徊高齢者の発見に努めているところでございます。

続いて93ページですが、認知症カフェ運営支援事業として、認知症カフェに費用助成を行っている

ところでございます。今年度も継続して実施しています。

それから、冒頭、部長からご案内がありました。軽度認知症高齢者一般デイサービスの受入体制整備ということで、平成30年度新規事業として取り組んで、まさに取り組みが始まったところでございます。品川区版の軽度認知症高齢者支援プログラムを作成いたします。

それでは94ページ、1枚おめくりください。④の認知症早期発見・早期診断推進事業につきましては、内容にもある認知症初期集中支援チームや、その下の認知症アウトリーチチームなどを実施しております。なかなか実績は伸びないところですが、どのように活動すべきか、課題等も浮き彫りになった部分もありまして、引き続き力を入れていきたいと考えております。

お隣、95ページですが、高齢者虐待防止ネットワーク事業として、地域包括支援センターの役割の一つである、高齢者虐待防止に向けたネットワークの構築と早期発見・対応の強化を図るもので、協議会の開催や、事業者等への研修会を実施しているものでございます。また、しながわ見守りホットラインの設置および緊急一時保護施設の確保として、24時間、専用電話による受け付け体制を整備し、また虐待者からの分離を図る必要がある際の一時保護施設等も確保しているところでございます。

次、96ページでございます。高齢者熱中症等予防対策事業は、民生委員の方々の協力を得ながら、家庭訪問による予防に向けた普及啓発を行い、ペットボトルの飲料水を提供することや、冷房設備のないご家庭については扇風機の貸し出し等も行っているところでございます。

最後になりますが、105ページに飛んでください。養護老人ホーム入所措置でございます。環境上の理由および経済的な理由によって在宅で生活することが困難な高齢者を入所させ、養護するもので、各年の3月31日現在の実績は一番下の表にありまして、現在、入所者は90名、待機者が1名となっております。

#### ○宮尾高齢者地域支援課長

それでは私から、高齢者地域支援課の事務事業につきましてご説明をさせていただきます。

恐れ入ります、9ページをお開きください。組織図でございます。高齢者地域支援課は、上から3つ目でございます。体制は2係2担当主査制で、職員総勢17人で構成をしております。事務分掌につきましては、恐れ入ります、11ページをご覧ください。11ページ下段に記載のあるとおりでございます。

続きまして、事務事業の概要でございます。恐れ入ります、52ページをお開きください。4. 介護予防・日常生活支援総合事業、(1)介護予防・生活支援サービス事業でございます。介護保険制度の改正によりまして、平成27年4月から実施をしております。目的は、要介護状態となることの予防のほか、地域において自立した日常生活が送れるよう支援するものでございます。対象は、要支援者および在宅介護支援センターが実施いたします基本チェックリストにより判定された総合事業対象者でございます。いずれも在宅介護支援センターによる介護予防ケアマネジメントによりサービスを提供するものでございます。

こちらはサービスの内容によりまして、①予防訪問事業と②予防通所事業の2つに分かれております。中ほど①、予防訪問事業は4事業ございます。1つ目、予防訪問事業でございますが、こちらはホームヘルパーが居宅を訪問いたしまして、食事・入浴などの身体介護、掃除・洗濯などの生活援助を行うものでございます。

2つ目が生活機能向上支援訪問事業でございます。上の予防訪問事業のうち、身体介護を除く生活援助中心のサービスでございます。

3つ目が、管理栄養士派遣による栄養改善事業でございます。栄養改善が必要な方に対しまして、管理栄養士が居宅を訪問して、食事状況、栄養状態を確認し、献立作成などを行うものでございます。昨年10月に本事業の対象地域を区内全域に拡大いたしました。また、今年度から対応薬局を2カ所から5カ所に増やしております。

4つ目は53ページ、すけっとサービスモデル事業でございます。事業対象者の居宅を、有償ボランティアである社会福祉協議会のさわやかサービスの協力会員が訪問いたしまして、日常生活上の自立支援を目的とした家事援助を行うものでございます。

続きまして、②予防通所事業でございます。こちらは4事業でございます。1つ目、予防通所事業でございますが、デイサービスで日常生活上の支援や機能訓練を行うものでございます。

2つ目、いきいき活動支援プログラムでございます。こちらは予防通所事業から引き続き一体的に行うもので、自立支援や介護予防の効果が期待できる事業者の特性を活かした提案を区に届け出ていただき、それを区が承認し実施する事業でございます。

3つ目、はつらつ健康教室でございます。介護や支援が必要になるおそれのある方向けに、運動器・口腔機能の向上、低栄養・認知症予防などのプログラムを総合的に提供するものでございます。

おめくりいただきまして、54ページでございます。4つ目が地域ミニデイ事業でございます。こちらは介護予防を目的に、有償ボランティアの方などが日常生活上の支援、機能訓練を行うものでございます。

続きまして、56ページをご覧ください。(2)一般介護予防事業でございます。昨年度、リハビリ専門チームと呼ばれる介護予防による地域づくり推進員の皆様の提言などに基づく体系化を図りました。その関係で、昨年と比べて事業の掲載順、一部事務事業名などが変更となっております。

①運動系介護予防事業ですが、こちらは7事業でございます。1つ目、マシンでトレーニングですが、こちらは在宅サービスセンターで高齢者専用の機器を使った機能訓練を行い、日常生活に必要な体力・運動習慣づくりを行うものでございます。

2つ目、少し下のほうでございますが、身近でトレーニングでございます。同じく在宅サービスセンターで椅子などの身近にある道具を使って、個別・集団で行うトレーニングでございます。自宅でもできる運動の方法を提供いたしまして、体力づくり、運動習慣づくりを行うものでございます。

3つ目は57ページ、予防ミニデイでございます。こちらでもデイサービスセンターを利用したサービスでございます。食事、運動、趣味活動を通じて交流、仲間づくりを行うことで、閉じこもりの予防を図るものでございます。

やや下のほうをご覧ください。4つ目、水中トレーニングでございます。こちらは南大井在宅サービスセンターの水中運動浴槽を使いまして、水圧、浮力など、水の特性を活かしたトレーニングを行います。陸上では難しい動きですとか、ふだんなかなか使うことのない筋肉を動かすということを目的としております。

おめくりいただきまして、58ページをご覧ください。真ん中、やや下になります。5つ目、健康やわら体操でございます。柔道整復師によるストレッチ体操を行い、体の柔軟性を向上させることで、転倒防止にも役立つメニューとなっております。

59ページです。真ん中よりやや上、うんどう機能トレーニングです。昨年度までは、いきいき筋力向上トレーニングという名称でしたが、今年度、内容を一部見直したことに伴いまして、事業名も変更をいたしました。日常生活に必要な筋力や体力を向上させる運動を行います。教室修了後も自宅で継続

できる内容となっております。

おめくりいただきまして60ページ、7つ目、うんどう教室です。昨年度までは、いきいきうんどう教室という名称でしたが、今年度事業名を変更しております。公園に設置した高齢者向けの運動遊具を使いまして、つまづかない、ふらつかないなどの基本運動を行います。教室以外でも自主的に行えるように誘導することにより、運動の習慣化を図るものでございます。今年度、新たに八潮公園内に健康遊具を設置する予定でございます。

続きまして下のほう、脳力アップ元気教室でございます。こちらは認知症予防の効果をさらに高めるために、昨年までのいきいき脳の健康教室と、あたまとからだの元気教室を統合して再編いたしました。簡単な読み書き・計算を中心とする学習療法と、脳活性化エクササイズなどの軽い運動を組み合わせ、認知症を予防する教室でございます。

続きまして61ページ、真ん中よりやや下、2つ目、計画力育成講座でございます。昨年度まで保健センターで実施しておりました事業を、今回の体系化の中でこちらに移管するとともに、事業内容も一部見直しをしてございます。参加者の方がみずから考えて計画を立てることで、脳の活性化を図るとともに、地域での生きがい、仲間づくり、そして認知症予防を図ることを目的としております。

おめくりいただきまして、62ページ、③栄養改善事業でございます。こちらは3事業ございます。1つ目、わくわくクッキングでございます。NPO法人と連携をいたしまして、献立づくり、商店街での食材の買い物、調理、食事といった一連の食事づくりと、管理栄養士による講習会を通じて、閉じこもり・低栄養の予防を図っております。

63ページ、2つ目、シニアのための男の手料理教室でございます。料理の初心者を対象にいたしまして、ふだんの生活に活かせるような買い物、調理などを行い、自炊の習慣を身につけていただくとともに、教室を修了した方を対象に、自主活動につなげるための支援講座を行うものでございます。

おめくりいただきまして、64ページ、④地域貢献ポイント事業でございます。高齢者向けのボランティア活動への参加者にポイントを付与いたしまして、たまったポイントを換金して社会福祉事業に寄付するなど社会貢献活動につなげることで、高齢者の介護支援ボランティア活動の普及や社会参加の促進を図るものでございます。社会福祉協議会へ事業を委託して実施しております。

以上が介護予防・日常生活支援総合事業でございます。

次は少しページが飛びます。恐れ入ります、108ページをお開きください。いきがづくりと社会参加、1. 高齢者の社会参加支援事業でございます。こちらは高齢者クラブ、山中いきいき広場、しながわシニアネットでの活動支援など、各種ボランティア活動への支援ですとか、社会参加の促進を図っております。社会貢献意欲のある方々に働きかけをすることによりまして、高齢者の方が社会参加活動をするためのきっかけとなる場を整備していこうとするものでございます。

109ページ、2番、高齢者の健康づくり・いきがづくりでございます。こちらは(1)のいきいきカラオケ広場、(2)いきいき健康マージャン広場、(3)シルバーダンスパーティ、おめくりいただきまして110ページ、(4)高齢者作品展、(5)高齢者グラウンドゴルフ大会、111ページの(6)高齢者輪投げ大会、(7)高齢者福祉団体登録まで、7つの事業を実施してございます。

おめくりいただきまして、112ページ、3. シルバー成年式でございます。こちらは70歳を迎えられる方をお招きして、新たなお気持ちでこれからの人生を歩んでいただきたいという意を込めて、きゅりあんで記念式典、催し物などでお祝いをしようとするものでございます。今年度は9月8日土曜日を予定してございます。

下のほう、4番、ふれあい給食でございます。こちらは高齢者の方が学校で子どもたちと一緒に給食を食べながら、お話をしたりですとか、輪投げ、昔遊びをするなど、ふれあいの機会を提供するものでございます。

続きまして113ページ、5番、高齢者外出習慣化事業でございます。引きこもりがちな高齢者の方に対しまして、栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、地域での顔見知りをつくり、外出することを習慣化していただきたいというものでございます。

下のほう、シルバーパス交付事務でございます。こちらは東京都の事業で、バス協会が受託をしているものでございます。

おめくりいただきまして、114ページ、7. 高齢者クラブ等支援事業でございます。(1)高齢者クラブ運営助成は、高齢者クラブ、そして高齢者クラブ連合会に運営経費を補助いたしまして、会の運営、会員の皆様の福祉の向上、親睦などを支援するものでございます。

115ページの(2)花づくり助成事業につきましては、高齢者クラブの花づくり活動に必要な経費の一部を助成してございます。

続きましてその下、8. シルバーセンターの運営でございます。地域の高齢者の憩いの場、趣味・ふれあいの場としてご利用をいただいております。平塚シルバーセンターにつきましては、現在、平塚ゆうゆうプラザとして整備工事中でございます。平成31年3月の開設を予定しております。

その下、9. 西大井いきいきセンターの運営でございます。旧西大井シルバーセンターの事業を継承いたしまして、平成21年3月に民設民営の西大井いきいきセンターとなりました。運営主体である社会福祉法人こうほうえんに対しまして、必要な経費を助成するものでございます。

おめくりいただきまして、116ページ、10番、高齢者多世代交流支援施設（ゆうゆうプラザ）の運営でございます。高齢者の健康維持増進を図るとともに、高齢者と多世代の区民との交流を促進するものでございます。平成28年5月に大崎と平塚橋の2つのゆうゆうプラザが開設をしております。

117ページ、11番、大井三丁目高齢者憩いの場（ゆうゆうプラザ）の運営でございます。区民の方から寄贈いただきました土地を活用いたしまして、故人の意思に基づき、さきの2つのゆうゆうプラザに加え、小規模で家庭的な雰囲気重視したゆうゆうプラザを昨年5月8日に開設いたしました。

おめくりいただきまして、118ページにはシルバーセンター・いきいきセンターの施設・事業一覧、119ページにはゆうゆうプラザの一覧、そして120ページにはシルバーセンターの年度別利用者の一覧を掲載してございます。

続きまして、121ページをご覧ください。高齢者の住まい・施設等基盤整備、高齢者住宅対策でございます。こちらは、立ち退きなどで住宅にお困りの高齢者の方に対しまして、住まいの確保や居住水準の改善を図るものでございます。

真ん中よりやや下、(1)高齢者住宅運営でございます。区内10カ所の高齢者住宅を運営いたしまして、お部屋があいた際に順次ご入居をいただいております。

おめくりいただきまして、122ページ中ほど、(2)高齢者住宅対策事業、①民間住宅のあつ旋でございます。公益法人「東京都宅地建物取引業協会品川区支部」のご協力をいただきまして、高齢者に住宅をあつ旋し、礼金等を助成しております。

123ページをご覧ください。②生活支援サービスでございます。こちらは冒頭、部長よりご案内がありましたとおり、住宅にお困りでいらっしゃる高齢の方が、住みなれた地域で安心して暮らしていただけるよう、住まいの確保、見守りの生活支援を一体的に提供するものでございます。社会福祉協議会

に事業を委託いたしまして、本年8月1日より申請をお受けする予定でございます。

その下、③家具転倒防止対策助成でございます。震災対策に有効な家具転倒防止器具の購入、ご自身では取付けが難しい高齢者や障害者の世帯に対しまして、器具の購入費や取付け費用の助成を行うものでございます。

その下、(3)高齢者向け優良賃貸住宅家賃助成でございます。原小学校跡に整備したケアホーム西大井のほか、旗の台にございますコムニカ、区立大井林町高齢者住宅につきまして、家賃の一部を助成し、入居者の負担軽減を図っております。

おめくりいただきまして、124ページ、真ん中よりやや上、(4)サービス付高齢者住宅整備費助成でございます。介護や医療と連携し、資格を持った者による見守りサービスがついた高齢者住宅の整備者に対しまして、整備費の一部を助成するものでございます。

下のほう、(5)サービス付高齢者住宅家賃助成でございます。こちらはサービス付高齢者住宅のうち、区が助成した住宅、c a r n a 五反田に対しまして、家賃の一部を助成し、入居者の方の負担軽減を図るものでございます。なお、大井林町住宅につきましては、今年度から入居のお申し込みを通年で受け付けしてございます。

おめくりいただきまして、126ページには高齢者住宅の一覧が、127ページには高齢者住宅使用料の費用負担基準表を掲載してございます。

## ○松山障害者福祉課長

私からは、障害者福祉課の事務事業につきましてご説明いたします。

初めに、9ページの組織図をご覧ください。障害者福祉課は2つの係と3つの担当主査で構成されております。職員数は35名、障害者施策推進担当課長は主に障害福祉計画の進捗管理と、総合児者施設関係、それから差別解消の問い合わせについて担当するものでございます。

次に、12ページをお開きください。冒頭、部長から組織体制について説明させていただきましたが、各係の事務分掌については、こちらの記載のとおりとなっております。

ページが飛びますが、恐れ入ります、135ページをお開きください。(1)の品川区障害者計画につきましては、後ほど障害者施策推進担当課長より説明申し上げます。

(2)の施策の基本方針に基づきまして、おめくりいただきまして、136ページの重点施策というものを3つ掲げまして、137ページ(4)の施策の方向と展開を図っております。表の中の基本理念、それから3つの基本方針のもと、9つの施策の柱に基づきまして、具体的な施策を展開しているところでございます。

おめくりいただきまして、138ページでございます。まず、相談・施設でございます。1の心身障害者福祉相談ということで、障害者福祉課では、身体障害者手帳や愛の手帳の取得、補装具、施設利用をはじめ、日常生活等々のことなど、さまざまなご相談をお受けしているところでございます。

その下の2の基幹相談支援センターでございます。障害者福祉課を基幹相談支援センターと位置づけしてございます。総合的・専門的な相談、人材育成、虐待対応など、その下に記載してございます地域の拠点相談支援センターと連携して対応を行っております。

3の品川区地域拠点相談支援センターでございます。現在、身体と知的の相談と、サービスを利用するに当たっての利用計画、いわゆるケアプランの作成につきましては、こちら3つの支援センターが行い、サービスにつないでおります。(1)の品川区障害者生活支援センター、そして139ページの(2)の福栄会障害者相談支援センター、(3)のグロー障害者相談支援センターの3つでございます。

おめくりいただきまして、140ページでございます。(4)の精神障害者地域センター「たいむ」につきましては、精神障害の方の相談と、サービスを利用するに当たってのケアプランを作成し、同様にサービスにつないでございます。

その下の4. 品川区障害者就労支援センターは、障害者の民間事業所などへの就労機会の拡大と定着が図れるよう、就労面・生活面の支援を行ってございます。

141ページ、5の身体障害者・知的障害者・精神障害者相談員でございます。障害のある当事者の方、ご家族の方を対象に、委嘱してございます。

おめくりいただきまして、143ページでございます。6. 区立の障害者施設でございます。まず、(1)品川区立心身障害者福祉会館です。表の中の事業内容のところでございますが、自立訓練センター、生活介護、地域活動支援センターを行っております。指定管理者は品川総合福祉センターでございます。前回の厚生委員会で、こちらの心身障害者福祉会館の指定管理者候補の公募についてご報告させていただきましたが、6月1日より公募につきましてホームページに掲載してございます。

おめくりいただきまして、144ページでございます。(2)品川区重症心身障害者通所事業ピッコロでございます。米印の部分に記載がございまして、障害者総合支援法の生活介護とあわせまして、東京都の重症心身障害者通所事業の指定を受けまして、医療的ケアの必要な方を対象に、直営で運営しているところでございます。定員は5名、そのほかレスパイト事業としまして、1日1名のレスパイト枠を設け、対応しているところでございます。

その下の(3)品川区立かがやき園でございます。事業内容でございますが、施設入所支援、日中活動の生活介護、短期入所3床ということで運営してございます。指定管理者は福栄会となっております。

145ページ、(4)品川区立西大井福祉園でございます。表の中の事業内容ですが、就労継続支援のB型というのと生活介護を行っております。指定管理者は福栄会でございます。

その下、(5)の品川区立発達障害者支援施設「ぷらーす」でございます。発達障害の方の特性を活かした就労系の日中活動の場として、発達障害の思春期サポート事業もあわせまして、思春期から成人期への一貫した支援の構築を目指しているところでございます。また、グループホームも併設してございます。指定管理者は社会福祉法人げんきでございます。

こちらは平成29年度までは、A型という賃金を保障しているものと、B型という福祉的な作業を行うもの、2つを実施してございまして、A型・B型の定員がそれぞれ10人となっております。前年度の厚生委員会で既にご報告させていただいておりますが、就労支援に加えて、日常生活につきましてもきめ細かく支援するため、A型を廃止しております。A型の10人の定員をB型に移し、B型の定員を10人から20人と変更いたしておりますので、申しわけございません、この表の中の一番下の定員のB型、10人になっておりますが、こちらは20人に訂正をお願いしたいと思っております。

では、おめくりいただきまして、146ページに参ります。(6)品川区立知的障害者グループホームでございます。北品川つばさの家、西大井つばさの家、上大崎つばさの家、3カ所でございます。それぞれ指定管理者は表に記載のとおりでございます。

147ページでございます。(7)品川区立品川児童学園でございます。児童発達支援センターの位置づけとなっております。現在、品川児童学園改築ということで、こみゆにていぷらざ八潮に移転をして運営しているところでございます。内容といたしましては、主に未就学の方の発達相談、通園といった事業を行っております。

148ページの品川区立障害児者総合支援施設につきましては、後ほど担当課長より説明いたします。

149ページ、手帳の交付でございます。まず、1の身体障害者手帳につきましては、区で受け付けをいたしまして、都に進達をしているものでございます。手帳の種別につきましては、この表のとおり、視覚障害から最後の複合障害まで、合わせて6つの分野に分かれてございます。また、障害の程度により1級から6級までに分けられてございます。現在、身体障害者手帳をお持ちの方は、本年4月1日現在、合計で9,521人となっております。

その下、愛の手帳でございます。こちらは知的障害の方を対象とする手帳でございます。申請先につきましては、18歳未満は児童相談所、18歳以上は東京都心身障害者福祉センターでございます。障害の程度で1度から4度に区分されるものでございます。同じく本年4月1日現在、合計1,925人となっております。

おめくりいただきまして、150ページでございます。こちらは障害者総合支援法になっております。障害者の福祉サービスは、こちらの総合支援法に基づき実施しているところでございます。平成25年に障害者自立支援法から障害者総合支援法に変わるとともに、障害者の範囲につきましても、難病患者の方を対象にしてございます。

それから151ページ、冒頭の図です。障害福祉サービスの体系図というものをご覧ください。障害福祉サービスは主に自立支援給付と、その下の地域生活支援事業の2つに分かれてございます。自立支援給付というのは、障害者総合支援法の法内給付として、国が2分の1、東京都が4分の1の経費を負担しているところでございます。その中でございますが、介護給付、そして訓練等給付、自立支援医療、補装具の4つの事業がございます。それぞれのサービスは、また後のページに記載してございます。

地域生活支援事業につきましては、各自治体が実施する事業でございます。地域の実情に応じて実施するものとされております。

その下の支給決定の流れにつきましてでございますが、特にこの中の介護給付を利用する場合につきましては、障害支援区分の認定が必要になってございます。介護の認定と同じような形になりますけれども、こちらの障害支援区分は1から6の6段階に分かれております。そのための審査会というのが、米印の障害者介護給付費等支給審査会というものを設けてございます。

おめくりいただきまして、152ページでございます。支援区分の流れと継続的な相談支援体制につきましては、この表のとおりとなっております。

その下の地域自立支援協議会でございます。こちらは地域資源あるいは相談事業の内容、それから給付サービスの状況等々を確認するための中立的な機関としまして、地域自立支援協議会を置いているものでございます。

このほか、地域自立支援協議会の事業といたしまして、(1)の基幹相談支援センターの強化事業としての福祉カレッジや、153ページの(2)療育支援ネットワークの構築、あるいは、少し飛びますけれども、(4)の高齢障害者の支援体制の整備検討を引き続き行ってまいります。加えて今年度からでございますが、(3)の医療的ケア児等支援体制協議会というのを行っていく予定でございます。

おめくりいただきまして、156ページでございます。こちらは障害者総合支援法による給付・支援でございます。まず、介護給付の居宅介護。居宅におきまして医療等の介護、家事援助を行うものでございます。

その下の重度訪問介護でございます。こちらは重度の肢体不自由の方であって常時介護を要する者に対しまして、居宅において入浴、食事の介助等々を行うものでございます。

157ページでございます。(3)の同行援護でございます。視覚障害により、移動に著しい困難を有す

る方に対しまして、外出時の同行支援、情報の提供をあわせて行うものでございます。

その下の短期入所（ショートステイ）です。高齢者の方と同じように、介護を行う方の疾病、出産等の理由により、居宅において一時的に介護ができなくなったときに、施設などで短期間お預かりさせていただくというサービスになってございます。

159ページをご覧ください。2の訓練等給付でございます。(1)共同生活援助（グループホーム）でございます。こちらは、地域で共同生活を営む場所を確保し、また営む人に対しまして、入浴や排せつ、相談、日常生活の援助を行うものとなっております。

その下の(2)就労定着支援と、その下の(3)自立生活援助につきましては、本年度から総合支援法に新たに創設されたサービスとなっております。まず、(2)の就労定着支援につきましては、就労移行支援の利用を経て一般就労をした障害者に対しまして、就労後の生活面の課題解決に向けた支援を行うものとなっております。こちらは社会福祉法人げんきが行う予定となっております。

その下の自立生活援助につきましても、施設からひとり暮らしを希望する知的障害者の方、あるいは精神障害者の方を定期的に訪問し、相談に対応するものとなっております。

その下の(4)その他の施設サービス、②就労移行支援というのが下のほうにございます。こちらは一定期間、民間企業に就労するための訓練を行う事業となっております。

それから、おめくりいただきまして、160ページでございます。下の段の4. 補装具費の支給でございます。こちらは品目ごとの実績を162ページに載せさせていただいているところでございます。

続きまして、163ページでございます。5の地域生活支援事業でございます。主なものを説明させていただきます。

まず、(1)移動支援事業になります。移動支援は、屋外での移動が困難な障害のある方に対しまして、外出するための支援を行い、地域における自立生活、社会参加を促進するものでございます。

その下の(2)障害者（児）巡回入浴サービスでございます。入浴が困難な在宅の方に対しまして、巡回入浴車を派遣し、ご本人の健康保持とご家族の負担軽減を図るためのサービスとなっております。

おめくりいただきまして、164ページは(3)日常生活用具の給付でございます。こちらは在宅の障害者の方に対しまして、日常生活用具を給付し、日常生活をしやすくするための制度となっております。

それから、おめくりいただきまして、166ページでございます。中ほどの(8)日中一時支援事業となっております。特別支援学校等に通学する障害児の家族の就労支援や、一時的な休息のために放課後や夏休みなど長期休暇中の活動の場を提供するものでございます。現在、にじのひろば戸越と八潮の2カ所で行っております。運営事業者の社会福祉協議会と協議しまして、登録料という5,000円を前年度まではいただいておりますが、本年度からは徴収しないこととなっております。

167ページでございます。こちらは児童福祉法でございます。児童福祉法に係る事業を載せさせていただいております。平成24年の法改正により、通所事業は市区町村の給付ということとなっております。障害児通所支援として、こちらの表にある4つのサービスがございます。

168ページをお開きください。こちらは児童福祉法による給付・支援でございます。3の障害児相談支援というところをご覧ください。表の一番下にあります2段目の欄なのですけれども、障害児相談支援となっております。障害のあるお子さんがサービスを利用するに当たりまして、利用計画、いわゆるケアプランが必要になってございます。その件数をこちらにのみ追記させていただいております。

平成29年度の実績が271件ということで、表の欄外の下に星印がついてございまして、平成29年度末現在、指定特定障害児相談支援事業所4カ所という記載がございますが、障害児相談支援事業所

として登録がされているところが4カ所でございますが、そのうち3カ所は実績がほとんどございまして、現在は障害者福祉課が指定をし、ケアプランを作成してございます。それが271件ということになってございます。

169ページをご覧ください。こちらは各種支援事業となっております。障害者福祉手当でございます。手当には、国の制度、都の制度、区の制度がありまして、国の制度はここに記載のあるとおり、特別障害者手当と障害児福祉手当の2つがございます。

おめくりいただきまして、170ページでございます。170ページの中ほど、(2)都制度として、重度心身障害者手当等がございます。

171ページには区の制度があります。こちらは障害者福祉手当の一種と二種の手当の2種類がございます。

おめくりいただきまして、172ページでございます。2の医療費助成になってございます。まず、(1)の医療費助成、こちらは都の制度、通称「マル障」と言われております。

(2)の自立支援医療、こちらは更生医療の給付となっております。

173ページが、3の日常生活の支援でございます。(1)障害者福祉電話、それから(2)杖の交付、(3)の住宅設備改善費の給付をはじめ、おめくりいただきまして、(4)の障害者緊急通報システム、(5)の車いすの貸し出しがございます。

175ページの下の方ですけれども、(8)障害者の成年後見制度利用支援事業でございます。品川成年後見センターの後見制度を利用しまして、成年後見の区長申し立てを行っているところでございます。

おめくりいただきまして、176ページ中ほどの(9)障害者虐待防止支援事業でございます。障害者福祉課を障害者虐待防止センターに位置づけまして、しながわ見守りホットラインを設置し、個別のケース対応を一体的に行っているものでございます。

177ページでございます。下の方の(12)精神障害者地域生活安定化支援事業でございます。精神障害のある方が地域で安定して暮らしていただくために、特に医療の中断防止などを目的に行っているものでございます。

続きまして、おめくりいただきまして178ページ、(13)中等度難聴児発達支援事業でございます。こちらは手帳の交付には至らないけれども、少し耳の聞こえの悪いお子さんを対象に、コミュニケーション能力が重要とされる主に学童期に支援する事業となっております。

このほか、社会参加の事業がございます。社会参加支援の(1)福祉タクシー利用券の交付、それから179ページの上のところにあります自動車燃料費助成券の交付でございます。こちらは申しわけございませんが、少し記載が漏れておりまして、本年度から(1)福祉タクシー利用券、それから自動車燃料費助成券につきましては、所得制限がなくなっております。後ほど説明いたします所得制限の一覧表には、なしと記載が書かれているのですけれども、こちらには改めまして、平成30年度から所得制限はなしということで追記させていただければと思っております。

では続きまして、おめくりいただきまして180ページ、(5)知的障害者地域生活サポート24事業と、その下の(6)の精神障害者地域生活サポート24事業につきましては、単身の知的障害あるいは精神障害のある方に対しまして、困り事の相談を24時間体制で行っているものでございます。

181ページでございます。中ほどの発達障害・思春期サポート事業になりますけれども、発達障害のお子さん、親御さんの相談に乗るほか、支援者養成等を行っているものでございます。

おめくりいただきまして、182ページにつきましては、公共料金の軽減ということで、記載のとおり

りとなっております。

またおめくりいただきまして、184ページ、啓発事業ということで、(1)障害者週間記念のつどいがございます。本年度は12月7、8日の予定でございます。また、その下の障害者まつり・障害児(者)と家族のレクリエーション大会につきましては、本年度9月8日の土曜日に、スポーツ推進課の障害者スポーツチャレンジデーと合同開催する予定でございます。そのほか、障害者作品展や、アール・ブリュット展も予定してございます。

続きまして、185ページの地域生活支援拠点の整備でございます。こちらは障害のある方が地域で自立した生活を送ることができるよう、ケアマネジメントのもと、地域生活を支援するためのサポート体制を充実するものでございます。現在、品川総合福祉センター、福栄会、グローの3カ所を拠点としながら進めているところでございます。

おめくりいただきまして、186ページの4. 各種事業の一番下になりますが、(3)民間活用型障害者サービス基盤整備事業でございます。こちらは、受け皿の少ない未熟児等の療育を行うことができる事業所に対して、看護師などの専門職の配置分を助成することで、療育環境を整備するものでございます。

187ページの②障害者グループホーム等整備費等補助事業でございます。こちらは民間事業者が区内にグループホームを設置する際に、その整備費、開設する経費等の一部を助成するものでございます。

(4)重症心身障害児(者)在宅レスパイト事業でございます。外出の難しい重度の障害のある方を対象にしまして、居宅に看護師などを派遣して、たん吸引等医療的ケア、体位交換を行うことで、ご家族の手助けをし、少し休息をしていただく事業となっております。

それから、おめくりいただきますと、188ページ、189ページにつきましては、各事業にかかる所得制限の一覧、それから234ページにつきましては、区内の障害者福祉施設の一覧を掲載してございます。

#### ○飛田障害者施策推進担当課長

それでは、引き続きまして私から、計画についてのご説明をいたします。

少し戻ります。135ページをご覧ください。(1)の品川区障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画についてです。平成29年度に、国が定める基本方針によりまして、平成30年度から3年間を計画期間とする第5期品川区障害福祉計画と、新たに第1期品川区障害児福祉計画を策定いたしました。計画の円滑・着実な実行のために、PDCAサイクルを導入しまして、本計画に定める成果目標および施策の進捗状況については、今後こちらの厚生委員会にも報告いたしまして、その後、自立支援協議会にも報告していく予定でございます。

続きまして、ページが飛びまして、148ページになります。(8)(仮称)品川区立障害児者総合支援施設についてです。旧品川児童学園の老朽化によりまして、新たに障害者の地域生活支援拠点として、新設を今現在、建設中でございます。地下1階、地上6階建ての建物となります。実施事業としましては、障害者サービス、高齢者サービス、医療系サービス、地域開放施設が入る予定です。スケジュールとしましては、平成31年2月竣工しまして、4月に開設をいたします。

次に、またページが飛びます。185ページをご覧ください。(5)障害者差別解消法に関する取り組みについてです。平成28年度に、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行されました。これについてはまた引き続き、職員をはじめ、区民の方々にも普及啓発を活動してまいります。

#### ○矢木生活福祉課長

それでは私から、生活福祉課所管の事業についてご説明を申し上げます。

まず、恐れ入りますが、お戻りいただきまして、9ページ、組織図をご覧ください。生活福祉課の職・組織でございます。保護事務係から保護第五係、7係65名の職員のほか、専門非常勤32名を含めまして、面接相談員などですが、総勢97名の組織となっております。

それでは、189ページの次のページをお開きください。右上に公的扶助と書かれてございます。生活福祉課では、公的扶助、すなわち生活保護等、大きく分けましてⅠからⅣの4つの事業を行っております。ここではⅠ生活保護のうち、1. 生活保護の基本原則、3. 保護の決定方法、6. 品川区の現況と、Ⅲ低所得者の福祉のうち、2. 生活困窮者自立支援事業につきまして、主にご説明申し上げます。

それでは、1枚おめくりいただきまして、193ページをご覧ください。193ページ2行目のとおり、生活保護制度は憲法第25条、生存権保障を具体化するもので、生活保護法第1条には、生活保護の2つの目的、最低生活の保障と自立助長がうたわれてございます。

1. 生活保護の基本原則に参ります。193ページから194ページにかけ、4つの基本原則が書いてございます。簡潔に申し上げますと、(1)生活保護は国家責任で行われること、(2)は3行目あたりでございますが、生活困窮になった原因については一切問われないこと、(3)最低限度の生活とは、健康で文化的な生活水準を維持できるものであること、1枚おめくりいただきまして194ページ、(4)補足性の原則と呼ばれるものでございますが、自身の能力、資産、扶養義務者からの扶養、生活保護以外の法律で実施する援護等、あらゆるものを活用しても、なお世帯の収入が最低生活費に満たない場合、その足りない部分について保護費を支給することとされてございます。

2. 保護の種類につきましては、記載の8種類となります。

3. 保護の決定方法に参ります。厚生労働省の定める保護基準によって計算した最低生活費を、世帯全員の収入と対比、最低生活費より収入認定額が少ない場合、その少ない分が生活保護費として支給されます。

195ページ、4. 保護基準につきましては、下から2行目、注3にありますとおり、本年4月1日におきましては、生活扶助基準額は前年と同額となり、注4のとおり、本年10月1日には5年に1度の基準改定が行われる予定でございます。

1枚おめくりいただきまして、197ページ下段、6. 品川区の現況でございます。(1)保護世帯・人員の推移でございますが、記載のとおり、平成21年から平成24年度までは急激な増加傾向でございましたが、それ以降、直近の平成29年度まではほぼ横ばい、4,800世帯5,600人前後で推移してございます。

1枚おめくりいただきまして、198ページ、開始原因でございますが、年度によって多少の入れかえはございますが、上から参りますと、世帯主の傷病、老齢による複合的要因、預金の減少が主な開始原因です。平成29年度はたまたま少なかったのですが、上から4番目の定年・失業もまた例年多い開始原因です。

真ん中ほどの(3)世帯類型比です。顕著な傾向といたしましては、世帯に占める高齢者世帯が平成29年には2,960世帯、61.5%となり、世帯数、生保世帯に占める割合、ともに増加の傾向にございます。

次の199ページ、(4)年齢別被保護人員ですが、65歳以上の人数を合算してみますと、3,417人となりまして、全体の計5,657人に占める割合は60%を超え、ここでも高齢者が多い傾向となっております。

1枚おめくりいただいて、200ページ下の表、(8)生活保護費（扶助費）支出額でございます。扶助

費の5割近くを占めるのが表の5行目、医療扶助、額にして50億6,754万円、率にして44.15%となります。この医療扶助費の削減が、生活保護の喫緊の課題でございます。

少しページが飛びまして、205ページをご覧ください。2.生活困窮者自立支援事業でございます。生活困窮者自立支援事業につきましては、今まで委員の皆様からお問い合わせを多数いただいたため、今回大幅な見直しをさせていただきました。

平成27年4月に生活困窮者自立支援法が施行され、生活困窮者自立支援制度が創設された経緯につきましては、最初の段落に記載のとおりでございます。図でお示ししているとおり、生活困窮者対策を従前、最後のセーフティーネットと呼ばれた生活保護と、社会保障の間に位置づけ、生活にお困りの方が生活保護に至らずに、ご自身の生活を立て直すためのさまざまな支援をきめ細かく行うことが期待されております。

品川区では、こうした国の動向にいち早く対応いたしまして、生活困窮者自立支援制度創設と同時の平成27年4月に、暮らし・しごと応援センターを開設いたしました。

具体的な支援策といたしましては、205ページ下から3分の1ほど、国が必須事業と定める自立相談支援事業、住居確保給付金の2事業のほか、よりきめ細やかな支援を行うべく、就労準備支援事業、学習支援事業、家計相談支援事業、一時生活支援事業の4事業を、任意事業でございますが、行い、23区の中でも先進的な取り組みを行っていくところでございます。

各事業の具体的な内容といたしましては、1枚おめくりいただきまして206ページ、(1)事業内容でございます。生活困窮者自立支援制度と生活保護は、本来別の制度ではございますが、生活保護制度に同様の制度がない場合には、生活困窮者自立支援事業の対象に生活保護受給者も含まれる場合がございます。具体的には、後に述べる③の就労準備支援事業と④学習支援事業は、生活保護受給者も対象となっております。

①自立相談支援事業は、全ての支援事業のベースとなる相談の事業でございます。生活にお困りの方のお話を丁寧に聞き取りまして、問題・課題を明らかにし、ともに問題解決の方法を探ります。必要に応じ、支援計画を作成して支援を行います。場合によっては相談者の家庭を訪問したり、関係機関へ同行したりと、アウトリーチ型支援を行う場合もございます。実績といたしましては、207ページ右上の一覧のとおりで、平成29年度の総相談件数は2,234件ございました。

②住居確保給付金は、一定の要件のもとに、住宅の確保さえできれば就労自立ができると見込まれる、生活にお困りの方に、家賃相当額の住居確保給付金を支給する制度で、基本は3カ月、最長9カ月まで延長の可能性がございます。

③就労準備支援事業でございます。冒頭、部長からもご案内のとおり、就労支援は生活保護受給者のみならず、低所得者対策としても重要でございます。こちらの就労準備支援事業は、ハローワークOBを中心といたしまして、自立支援相談員によるカウンセリングの結果、就労前、就労面接に至る以前の生活習慣や身だしなみ等の就労阻害要因があると認められた方に対して、本人の申し出に基づき、軽作業を継続して行うことによる就労意欲の喚起や、生活習慣等の就労前準備のための支援を行うものでございます。

④学習支援事業は、子どものいる低所得者層の家庭を対象に、希望に基づいてカウンセリングや家庭訪問を実施、必要に応じて親が子どもの勉強を見るような学習支援も行っております。こちらの学習支援事業と、冒頭部長からご説明申し上げたとおり、低所得者層に対する貧困の連鎖の防止の観点から、昨年度、平成29年度次世代育成事業、いわゆる子どもの塾代助成、および今年度から始まります進学

資金貯蓄支援、こちらの学習支援事業、次世代育成支援事業、進学資金貯蓄支援事業、三位一体となって大学等進学支援を行っていくことになってございます。

⑤家計相談支援事業は、本人の申し出に基づき家計の相談に乗り、家計簿の作成等の支援を行ってございます。

⑥一時生活支援事業は、宿泊所や食事の提供を行うとともに、関係機関との連携のもと、必要な医療等を確保する事業で、現在は自立支援センター目黒寮での支援を行ってございます。

207ページ右上は、相談実績、相談内容となります。1人の相談者が多岐にわたる問題を抱えて相談されるため、相談内容の計が必ずしも相談実績の計とは一致しないことにご理解をいただければと思います。

今回、委員の皆様から質問を多くいただいた巡回相談の件数を、データ一覧中4行目に発出させていただきました。

### ○福内健康推進部長

それでは私から、健康推進部の事務事業概要の総括的な部分についてご説明させていただきます。

お手元の冊子の中で、健康推進部事務事業概要の保健衛生編の1ページ、組織図をご覧ください。健康推進部は、健康課と国保医療年金課および品川区保健所で構成されております。健康に関連する組織が1つにまとまる一貫性を持った事務事業を意識して、事業に取り組んでいるところです。

健康課は、部の庶務担当課でありますと同時に、保健衛生、健康づくり、地域医療連携など、また国保医療年金課は、国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療などを担っております。

品川区保健所は、地域住民の健康を支える公衆衛生の第一線機関として地域保健法に基づき設置されており、法令の定めにより、保健所長が保健衛生に関する許認可等の権限を持っている組織でございます。区政全般の一貫性を確保するという趣旨から、品川区の組織条例の中で、健康推進部の事務分掌の中に保健所に関することという規定を入れることで、保健所に対する一定の調整権限を健康推進部に持たせるという形をとっております。品川区の組織体制、事務分掌等につきましては、品川区保健所処務規程において定めております。

この組織図の中で、生活衛生課と保健予防課は本庁にあり、区内全域を対象としております。生活衛生課は、保健所の庶務担当課であると同時に、食品衛生や環境衛生などに関する対策などを所掌しておりまして、保健予防課は、感染症対策や予防接種および精神難病事業などの取りまとめを担当しております。

品川、大井、荏原の3つの保健センターは、それぞれの管轄地域において、母子保健や地域の健康づくり、精神保健相談、難病患者の支援事業など、直接住民に接する事業を担当しております。

全体として健康推進部は、妊娠中から高齢者までの全ての区民の皆様の健康をさまざまな面から守り、支援していくための事業を実施しております。今年度は健康課に保健師の総括係長を保健調整担当として新たに配置し、保健衛生事業の企画・調整機能を強化いたしました。また、健康課にネウボラ相談員2名を配置し、妊娠届を出された方のネウボラ相談を実施しており、住民サービスの向上を図っております。

以上、健康推進部の組織と概要についてご説明させていただきました。それぞれの課の事務事業の内容につきましては、各課長よりご説明をさせていただきます。ご説明には、この保健衛生編と、社会保険編を使用いたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

### ○川島健康課長

私からは、健康課所管の事務事業についてご説明させていただきます。今ご覧いただいております事務事業概要保健衛生編の1ページをご覧ください。健康推進部の保健衛生に関連する所管につきましては、健康課のほか、保健所の生活衛生課、保健予防課、保健センターがあるため、説明の際にページが飛ぶことがございますが、あらかじめご了承ください。

1ページの部分、保健衛生、健康づくり、国民健康保険などを所管する部署として、平成27年度、健康推進部が新設され、健康課と国保医療年金課が配置されております。また、品川区保健所の中に2課3保健センターが配置されております。健康課は、健康推進部長と私を含めまして、4月1日現在、21名で組織されております。庶務係、健康づくり係、保健衛生係、公害補償係の4係に加えまして、今、部長が申し上げましたとおり、保健調整担当が本年度新設されまして、保健師の総括係長が配置されております。

3ページをご覧ください。健康推進部の健康課と国保医療年金課、保健所各課の事務分掌を記載してございます。

次に、9ページをご覧ください。保健衛生の現状としまして、施策の考え方を示しております。生活習慣病の予防を中心としまして、区民の健康づくりにつながる環境をつくっていくということで、①健康危機管理の拠点、②区民の健康づくりの支援、③地域の医療体制の充実、これら3つの柱を基本に、仕事に取り組んでおります。

またページが飛びますが、14ページをご覧ください。ここでは保健衛生関係予算を記載しております。平成30年度保健衛生関係予算は44億3,075万円で、内訳はこちらの表のとおりでございます。

またページが飛びます。52ページをご覧ください。9. 休日診療・小児（平日・土曜日）夜間診療です。現在、内科小児科の休日診療は、品川・荏原両医師会診療所で9時から22時まで、大井地区は9時から17時まで、輪番制で実施しております。歯科、柔道整復施術も輪番制で、同じく9時から17時まで、調剤薬局は9時から22時まで、品川・荏原両薬剤師会で実施しているところです。

また、昭和大学病院の協力で、平日夜間および第2・第4土曜日夜間に、小児応急診療を行っております。残りの第1・第3・第5土曜日の夜は、品川区医師会で内科小児科の診療、品川薬剤師会の調剤を実施しているところです。その実績を55ページまでに記載しております。

続いて56ページ、10. かかりつけ医・歯科医・薬局制度促進です。それぞれ医師会、歯科医師会、薬剤師会に委託して実施しております。

次の57ページには、11. 生活習慣病予防の記載がございます。表11-1-1と図11-1-2にありますとおり、品川区における死亡原因の第1位は、全国と同様、悪性新生物、つまり、がんとなっております。2位が心疾患、3位と4位は肺炎と脳血管疾患が年によって入れかわっております。平成29年度は肺炎が3位、脳血管疾患が4位でした。こうしたがんをはじめとする生活習慣病予防対策の一環として、58ページからの健康診査等を実施し、疾病の早期発見、早期治療の促進に努めております。

こちらのページにあります品川区健康診査ですが、健康課で実施している健康診査は、40歳以上の区民で生活保護受給者等の無保険者が対象となっております。

59ページ、②肝炎ウイルス検診は、これまでに一度も肝炎ウイルス検診を受けたことのない区民の方が対象です。

その下、③20歳からの健康診査は、20歳以上39歳以下の区民の方が対象で、平成28年度から、60ページの④35歳からの健康診査と⑤女性の健康診査を統廃合して新たに実施しているもので

ございます。

62ページからは、各種がん検診について記載しております。①胃がんバリウム検診に加え、平成24年度からは、63ページの胃がんリスク検診を実施しており、説明順が前後しますが、今年度6月から②の胃がん内視鏡検診を開始したところでございます。

64ページをご覧ください。③の子宮がん検診、それからまた、65ページの④乳がん検診、66ページの⑤肺がん検診、68ページの⑥大腸がん検診、その下の⑦前立腺がん検診、69ページの⑧喉頭がん検診と、8種類のがん検診を実施しております。平成29年度のがん検診の受診の傾向といたしましては、平成27年にあった女性タレントの手術の報道以降、乳がん検診、子宮がん検診の実績が大きく伸びているところでございます。

次は70ページをご覧ください。成人歯科健診の①成人歯科健康診査です。平成29年度から開始年齢を20歳に引き下げ、20歳から70歳までの5歳刻みの区民の方を対象に、歯科健診を実施するもので、希望者には簡易な歯のクリーニングを実施しております。また、平成24年度から、71ページの中ごろのところでございますが、障害者歯科健診を開始しておりまして、平成28年度、対象年齢を4歳拡大して39歳までとしており、平成29年度からは、こちらの障害者歯科健診にも歯のクリーニングを追加しております。

73ページにお進みください。12番、健康づくりです。平成27年度に策定しました、しながわ健康プラン21に基づきまして、74ページからの健康づくり推進委員事業、健康センター事業、それから77ページに飛びますが、健康づくり支援事業、79ページからの健康塾、80ページのふれあい健康塾、81ページのしながわ出会いの湯事業などを実施しているところでございます。

続いて83ページ、母子保健に参ります。(1)不妊治療医療費助成ですが、件数、助成額等は表13-1のとおり、年々交付件数、助成総額ともに伸びておりましたが、平成29年度は東京都が10月から一般不妊治療助成を開始したことに伴いまして、区への助成件数が減っております。また、今年の4月より、新たに特定不妊治療助成を区では開始したところでございます。

次に84ページの(2)妊産婦の保健ということで、妊婦健康診査、それから、次のページの妊婦・産婦の歯科健康診査を実施しております。

ページが飛びます。93ページをご覧ください。④6カ月児・9カ月児健康診査は、医療機関に委託して実施しております。

97ページに飛びまして、むし歯予防の3歳児フッ化物塗布事業、それから、99ページからの母子関係の医療費助成も行っております。

ここでまたページが飛びます。137ページをご覧ください。17. 公害補償です。公害健康被害の補償等に関する法律に基づく公害認定につきましては、昭和63年以降、新規の認定は行われておりません。137ページにありますように、平成30年3月末現在で品川区の認定患者数は655名です。医療費等の補償給付実績は、138ページの中段にあります。平成29年度、5億1,006万8,369円でした。

また、139ページの3)のとおり、被認定者のための保健福祉事業を実施してございます。また、公害健康被害予防事業としまして、140ページの①の健康相談、141ページの②ぜん息健康教室、水泳教室などを実施しています。

142ページ、18. 大気汚染に係る健康障害者に対する医療費助成の申請受付です。これは東京都の事業ですが、区で申請の受付、審査、医療券の交付などの事務を行っております。品川区の認定患者

数は、平成30年3月末現在で2,356名です。

最後に、143ページ、19. 石綿による健康被害の救済給付受付です。アスベストによる健康被害の救済給付のための申請受付事務のみを、区で行っているものです。

### ○三ッ橋国保医療年金課長

国保医療年金課の事務事業概要について説明させていただきます。

健康推進部事務事業概要の社会保険編をご覧ください。表紙をおめくりいただきまして、目次にありますように、国保医療年金課では、国民健康保険事業、国民年金事業、後期高齢者医療制度の3つの事業を所管してございます。

1ページをご覧ください。事務分掌でございます。国保医療年金課は9係となっております。国民健康保険事業関連7係、国民年金事業関連1係、後期高齢者医療関連1係となっております。係ごとの事務分掌は記載のとおりでございます。

4ページの国民健康保険事業をご覧ください。昭和34年から施行された国民健康保険法により、我が国は、全ての国民がいずれかの医療保険制度の対象となり、適切な医療を受けることができる国民皆保険制度が実現しております。その中で、国民健康保険制度は、健康保険組合など、ほかの被用者の保険等の対象とならない自営業者の方や非正規雇用の方を中心とした保険制度でございます。0歳から74歳までの方が国民健康保険制度に加入し、75歳以上になりますと、後期高齢者医療保険制度へ移行となります。

5ページの表をご覧ください。加入状況でございますが、減少傾向にございまして、平成29年度末で国保加入者被保険者は7万8,419人、加入割合は20.1%でございます。また、外国人につきましては、4,911名が加入しております。

表の下、太字の(3)保険給付をご覧ください。被保険者がけがや病気になった場合に、区は保険者として保険給付を行うこととなっております。内容は、①療養の給付、②療養費、そして⑧高額療養費などがございます。また、入院が必要となった場合、自己負担金が限度額を超えた際に、所得に応じて高額療養費が支給されますが、病院の窓口での支払い額を自己負担限度額までとする限度額適用認定証の申請受付、交付も行っております。

次に、10ページをご覧ください。⑩その他の給付として、出産育児一時金、葬祭費などがございません。

続きまして、(2)医療費の自己負担金は、ご覧の①から⑤にございますように、年齢などにより5つに分類されております。

また、医療費の抑制に向けた取り組みといたしまして、11ページの(7)ジェネリック差額通知を実施し、医薬品の差額が発生する方へ通知を送付することで、利用拡大に向けたPRをしております。

次に、11ページ下に参りまして、太字(4)保険料でございます。保険料につきましては、医療給付費分保険料と、後期高齢者支援金分保険料、介護納付金分保険料を合算いたしまして納付いただいております。算定につきましては、所得に応じて負担する所得割と、被保険者が均等に負担する均等割で構成されています。

徴収方法は、6月から3月までの10回払いの普通徴収と、原則65歳以上の年金受給者の方を対象とする年金からの特別徴収となっております。本年度も例年同様、6月中旬に保険料をご案内する予定でございます。

その他、低所得者対策として、減額、免除、軽減などの制度がございます。また、必要に応じて滞納

処分を行っております。

保険料の収納状況につきましては、13ページの表のとおりでございます。

13ページ下、太字(5)国民健康保険事業の運営に関する協議会でございます。こちらは、国保事業の適正な運営を図るため、区長の諮問機関として設置し、国保事業の運営に関する重要事項を審議いただいております。

おめくりいただきまして、14ページ下、太字(6)人間ドック受診助成事業は、国保基本健診を受診せずに人間ドックを受診した被保険者に対して、一定の条件の中で、8,000円を上限に助成する事業でございます。

次に16ページ、(8)国保基本健診・国保保健指導でございます。40歳から74歳までの被保険者を対象に、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査を実施しております。健診結果により、メタボリックシンドロームの該当者、予備軍などと判定された方に対しまして、保健師や管理栄養士による保健指導を実施いたしまして、生活習慣病の予防や生活習慣改善に向けた支援を行っております。

また、昨年度末に2つの計画、品川区国保基本健康診査等実施計画と、品川区データヘルス計画の整合を図り、策定いたしております。

次に20ページ、太字(9)の広報活動でございます。事業や制度についての理解を深めていただくために、今年度も引き続き「こんにちは国保です」「わかりやすい国保」などを発行するとともに、広報しながわ、ホームページを通じまして、広報活動に努めております。

その下、(10)窓口開設時間の延長でございます。仕事の都合などで区役所の開設時間に来庁できない区民の皆様のために、毎週火曜日に午後7時まで、国保、国民年金、後期高齢者医療の窓口事務の延長を実施する(1)火曜延長窓口を実施し、また、毎週日曜日に午前8時半から午後5時まで開庁し、国保の資格の異動、国保保険料と後期高齢者医療保険料の納付、口座振替の手続を行う(2)日曜開庁窓口を実施しております。

おめくりいただきまして、22ページ、国民年金事業でございます。平成21年に社会保険庁が解体され、平成22年に日本年金機構が発足し、国民年金事業のうち、財政や管理運営については国（厚生労働省）が担い、業務運営については日本年金機構が行うようになりました。区では、年金事務のうち第1号被保険者の加入や受給申請などの諸届の受け付け、保険料の免除や学生納付の特例申請の受け付け、特別障害年金の請求関係の窓口業務を行っております。

次に26ページ、太字(2)資格でございます。こちらの表にありますように(1)被保険者は、第1号被保険者で、20歳以上60歳未満の自営業者とその家族や学生、無職の方が対象となります。

次に28ページ、太字(3)保険料でございます。保険料の収納事務は日本年金機構が行っております。平成30年度保険料は1万6,340円、平成31年度保険料は1万6,410円となっており、物価や賃金の伸びに合わせて調整されます。

29ページには、保険料の免除や学生納付特例、納付猶予がございます。

31ページには、給付の種類、受給要件、受給期間等が表になっております。

おめくりいただき、33ページに支給金額などを記載してございます。年金の種類によりまして異なっておりますが、老齢基礎年金の平成30年度の支給額は、年額77万9,300円、月額6万4,941円になります。年6回、偶数月に2カ月分が支給されます。

おめくりいただきまして、40ページ、後期高齢者医療制度でございます。こちらは平成20年4月に創設された制度であり、運営主体は都内全ての区市町村が加入する東京都後期高齢者医療広域連合で

ございます。以下、広域連合と呼びます。この広域連合と区が協力して、適切な役割分担を図り、安定した制度運営を行っております。被保険者は75歳以上の方、または65歳以上で一定の障害があると広域連合から認定された方となります。

41ページ、(3)の医療費の給付につきましては、国民健康保険の70歳以上の方と同様の設計となっております。

おめくりいただきまして44ページ、(2)一部負担金と減免制度ですが、被保険者の方が保険医療機関の窓口で支払う一部負担金につきましては、1割負担を標準とし、現役並み所得の方は3割負担となっております。

45ページ、太字(4)の保険料でございます。医療費の全体から公費負担分5割、その他医療保険制度からの支援金4割を除く1割分を、加入者の保険料で賄われる仕組みでございます。保険料の算定につきましては、均等に負担いただく均等割額と、所得に応じて負担いただく所得割額に分かれてございます。

(4)保険料の軽減措置、(5)保険料の減免等でございますが、所得の低い方を対象に軽減措置が設けられてございます。

最後、47ページ、太字(5)の保健事業でございますが、国保と同様に、健康診査および人間ドック受診助成も行っております。

恐れ入りますが、ここで数字の訂正をお願いいたします。後期高齢者健康診査の表の上段、受診者数の平成29年度は、1万5,934人となっておりますが、正しくは1万5,986人でございます。「15986」でございます。大変申しわけありません。

なお、記載はございませんが、国保制度改革都道府県化が4月から始まりました。現在のところ、窓口等混乱なく、順調な進みぐあいとなっております。

## ○鈴木生活衛生課長

それでは、事務事業概要保健衛生編にお戻りください。

おめくりいただき、1ページをご覧ください。中ほどに生活衛生課がございますが、庶務係、医薬環境衛生担当、食品衛生担当、検査担当、全体で1係3担当、36名の職員体制で業務を行っているところでございます。

次に、5ページをお開きください。こちらには生活衛生課の庶務係から、各担当の事務分掌を記載しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

次に、16ページをご覧ください。ここからが事務事業の内容でございます。まず、2. 衛生統計および調査でございますが、これに関しましては、保健衛生行政の企画、実施などの指針、それと行政効果の判定などの資料のためのさまざまな調査でございます。

(1)の人口動態調査でございますが、こちらは国の人口動態調査データに基づきまして、出生、死亡、婚姻関係等の人口の動態的事象を把握しまして、毎月ごとにデータを整理集計しているものでございます。これに基づきまして、さまざまな統計の活用ということで行っております。詳細のデータの内容につきましては、16ページから21ページまで、それぞれ記載しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

次に、31ページをお開きください。4の環境衛生でございます。こちらは、地域の環境衛生水準の確保と向上、良好な生活環境の保持を目的としまして、さまざまな事業を行っているものでございます。

(1)環境衛生関係営業施設の許認可および衛生指導でございますが、こちらは法令に基づきまして、環

境衛生関係施設のさまざまな許認可、検査、指導等を行っているものでございます。表4-1に対象となる施設と、それぞれの届け出の許可等の件数を記載しております。平成29年度末時点で各種施設の合計数が5,367カ所、区内にございまして、これらの施設の監視指導、また開設許可などの事業を行っているところでございます。

またおめくりいただきまして、32ページ、次のページでございまして、一番上の2)環境衛生関係施設の理化学検査ということで、対象となる施設については、実際に検体を取りまして調査なども行っているところでございます。

次、33ページの上から2つ目の3)住宅宿泊事業に関する事務でございまして、こちらは昨年6月16日に公布をされました住宅宿泊事業法に関する事業、新規のものでございます。昨年度はまだ3月15日の届け出の相談開始、それから6月15日の施行までの前準備の段階でございましたので、届け出はなく、相談が238件ほど来たというのが実績でございまして。

その下のほう、(2)特定建築物の検査指導でございまして、こちらは法令に基づきまして、特定建築物の設計時と竣工時のそれぞれの調査や立入指導などを行っております。

おめくりいただきまして、34ページでございまして、(3)生活環境に関する相談および検査指導でございまして、こちらは区民の飲料水の安全確保のための指導や助言、受水槽や井戸水などについての指導、助言を行っております。また、健康で快適な住居を確保するための住まいに関する相談や調査も、こちらで行っている事業となっております。

次に、37ページをお開きください。5. 医薬衛生でございまして、(1)の医事衛生でございまして、医療の安全、医療施設等の衛生水準の確保、区民への適正な医療等の提供というところで、医療法その他の関係法令に基づきまして、医療施設等についての申請・届け出の受理、監視指導、医療広告に関する相談などを受けております。また、一般の区民の方からの医療に関する相談などにも対応しているところでございます。各施設の件数、実績等については、以下の表をご覧ください。

次に、39ページをお開きください。(2)の薬事衛生でございまして、こちらの薬事衛生につきましては、医薬品、医療機器等の品質や有効性、安全性の確保などに関する法令に基づきまして、薬局の開設許可、監視指導などを行っております。平成29年度の実績、対象施設としましては、40ページに一覧がございまして、薬局や医療機器の販売関係も含めまして、延べ3,538施設を対象として業務を行っているところでございます。

次に、42ページをご覧ください。6の食品衛生でございまして、食品については、生命の維持、健康の増進という面で重要な意味合いがあるものでございまして、この事業では、飲食による被害の発生の防止、健康の保護などを目的としております。食品衛生法などの関係法令に基づきまして、飲食店などの許可、監視指導、食中毒対応などを行っております。法令や都の条例に基づいて、許可や届け出が必要となる食品対象施設につきましては、平成29年度末で延べ1万6,990施設となっているところでございます。

以下、(1)から(4)まで、各事業の概要をまとめてございまして、また、次の44ページから46ページについては、それぞれの施設数や廃止・監視などの件数についての記載がございまして、後ほどご確認いただければと思います。

次に、47ページをご覧ください。7の獣医衛生でございまして、(1)の狂犬病の予防でございまして、こちらは狂犬病予防法、それから東京都動物の愛護および管理に関する条例によりまして、狂犬病の予防接種だとか、畜犬の登録などの事務を行っております。またあわせて、動物愛護思想の普及啓発も行っ

ておりまして、飼い主の適正な飼養やマナーの向上を目的とした講座なども行っているところでございます。これらにつきましては、東京都獣医師会の品川支部のご協力をいただいております。実績は表のとおりでございます。

次に、(2)の飼い猫または飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費等の助成でございます。これにつきましては、捨て猫などの野良猫によるさまざまな苦情や、衛生の障害を防止するために、捨て猫の防止と動物愛護思想の普及啓発の事業として行っております。平成4年度から獣医師会の品川支部のご協力を得まして、飼い猫の不妊・去勢手術、また平成17年からは飼い主のいない猫についても不妊・去勢手術の一部助成を行っているところでございます。また、平成28年度からは、飼い主のいない猫についてのモデル地区を設置いたしまして、そちらの地区の取り組みについても助成を行っているところでございます。実績については、以下の記載のとおりでございます。

次に、49ページをご覧ください。8の検査業務でございますが、こちらは区で、品川第一地域センターのビル内に検査室を設置しております。そこでさまざまな検査を行っておりまして、検査を通して地域の保健衛生、それから環境の向上などに資するという目的の事業となっております。また、この検査による数値等のデータが科学的な根拠としてさまざまな業務などに役立つということで、以前は衛生試験所という施設でございましたが、今は生活衛生課の1係、検査室という形で実施をしているものでございます。

#### ○鷹簀保健予防課長

それでは私から、保健予防課所管の事務事業についてご説明させていただきます。衛生編の1ページに、また戻ってご覧いただけますでしょうか。

保健予防課は、保健計画担当と医療担当および感染症対策係がありまして、定数13名で業務をしております。事務分掌は5ページから6ページにかけて記載させていただいたとおり、主に感染症予防、予防接種事業、また自殺対策などを担当させていただいております。そのほか、特殊疾病、いわゆる難病と精神保健福祉につきましては、区民への直接的な対応は品川、大井、荏原の3保健センターで行っているところでございますが、取りまとめを保健予防課で行っているところから、私からあわせてご説明させていただきます。

では、101ページをご覧ください。まず、14. 感染症予防でございます。感染症対策は、患者発生時の対応はもとより、平常時から発生に対するあらかじめの備えと早期対応、つまり、発生動向調査や予防接種、また感染症予防に関する普及啓発も非常に重要となっております。

では、102ページをお開きください。③のエイズ予防対策でございますが、新規HIV感染者、あるいはエイズ患者の報告数については横ばいでございますが、いずれも20代、30代の若い世代に多く見られることが特徴となっております。品川区では、品川保健センターと荏原保健センターで毎月交互にHIV抗体検査を実施するとともに、年に2回、即日検査を実施しているところでございます。

また、最近では性感染症のうち梅毒の報告数が増加しているのが非常にゆゆしき問題でございます。特に若い女性の割合が増えているということもありまして、保健所では、普及啓発と相談、検査体制の充実に努めているところでございます。

では、103ページをご覧ください。新型インフルエンザですけれども、これは平成21年に、当時豚型と言われた新型インフルエンザに対応しているところですが、次、104ページをご覧ください。ここからは、また近年、エボラ出血熱ですとかデング熱、中東呼吸器症候群と呼ばれるいわゆるMERS、それからジカウイルス感染症のように、交通手段の発展による人と物の移動の増加に伴いまして、

それまで我が国で発生したことがなかった感染症が急速に拡大する危険性が増しているところでございます。

今後、2020年のオリンピック・パラリンピックの開催に伴いまして、海外からの来訪者が増加し、輸入感染症のリスクもさらに高まっているところでございます。保健所では、国内で発生する前から情報収集し、感染拡大防止策の周知などを行いまして、発生時の対応の体制の整備に取り組んでいるところでございます。

105ページと106ページは、感染症法に基づきまして、全数届出疾患の届出状況でございます。

106ページをお開きください。下から8つ目の78が梅毒でございますけれども、ここ3年間で10件、19件、36件ということで、年々届出が増加しているということがおわかりいただけるかと思えます。

107ページでございますが、こちらは定点届出疾患と申しまして、区内のあらかじめ定められた医療機関をお願いしておりまして、その医療機関を受診した患者の病名別に、翌週の月曜日に全ての患者の報告を保健所にいただくというシステムで、どんな病気が、今どのぐらい国内ではやっているのかといった、国の感染症発生動向の基本条項となっているところでございます。

では、108ページにお進みください。ここは予防接種になります。区では、法律で定められている定期接種のほか、区の独自施策といたしまして、流行性耳下腺炎、いわゆるおたふく風邪ですとか、ロタウイルスワクチンなど、任意予防接種への一部費用の助成も行っているところでございます。

特にこの5年間で、定期化されたり、あるいは接種方法が変わったワクチンが非常に増えてございます。上から4段目のポリオは、5年前までは生ワクチンで2回飲むワクチンだったところが、不活化ワクチンということで4回の注射のワクチンに変わったり、表の下のほうにあります米印5はHib（ヒブ）ワクチンでございますけれども、それから小児用肺炎球菌ワクチンなどは、それまで任意接種だったところが平成25年4月に、また水痘（水ぼうそう）と高齢者肺炎球菌は平成26年10月に、またB型肝炎は平成28年10月に、それぞれ任意接種だったところが定期接種化されるということで、近年、定期接種化された予防接種の種類、それに伴う接種回数も非常に増えているところでございます。

では、110ページをご覧ください。ここからは結核対策になります。結核と診断した医師は、感染症法に基づきまして、直ちに保健所に届出ることが決められているところでございます。患者の状況に応じまして、就業制限あるいは入院勧告、そして患者の周りの方の接触者健診などを行っているところでございます。

111ページに戻っていただきまして、表14-5がございましてけれども、治療が必要な全ての患者様に対しまして、ここにあります14-5で、DOTS、ドッツと読みますけれども、服薬支援事業ということで、個別の患者に管理をするわけです。結核というのは現在、最低でも6カ月間は服薬治療をしていただくわけなのですけれども、症状がなくなっても確実に薬を飲み続けるという大変な努力が必要でございますので、保健所の保健師が訪問、面接、電話、メールなどにより、確実に最低でも6カ月間、もし忘れていた場合には服薬を促すということを実施している事業であります。

そして、111ページの表14-6でありますとおり、平成29年は55名の結核患者が新たに登録されまして、111ページから113ページに示したとおり、その特徴といたしましては、感染性のある排菌している患者が27名、また71歳以上の高齢者が26名ということで、いずれも新規の登録の患者の半数程度を占めているというのが、現在、品川区の結核患者の特徴になります。

では、115ページにお進みください。ここは15. 特殊疾病、いわゆる難病でございます。保健所、

保健センターでは、難病の医療費助成の受付と面接あるいは訪問指導等を行っているところでございます。平成27年1月、難病の患者に対する医療等に関する法律が施行されまして、その後大幅に、いわゆる難病ということで指定された病気が、この後115ページから、その経緯を含めてですけれども、変遷を含めて、患者数がずっと、125ページまで病名と表が書かれていますが、国指定の難病が現状で311、それから東京都単独助成の疾病が23ございますが、それらが全て記載されております。

難病患者様への療養支援といたしましては、126、127ページにありますように、医師会と連携した在宅難病患者訪問診療事業のほか、保健センターではリハビリ教室など、さまざまな支援事業を実施しているところでございます。

なお、128ページの骨髄移植ドナー支援事業は、平成28年度から品川区として開始した事業でございますが、平成29年度には4件の申請がございました。

次に、129ページをご覧ください。ここからは精神保健福祉、精神保健事業になります。ここでは、こころの健康づくり、こころの病気の予防、そして精神障害者の社会復帰支援などのさまざまな事業を行っているところでございます。こころの健康相談および訪問事業では、最近は複雑かつ困難な案件が増えてございまして、多様な対応が必要となってきたところでございます。特に、ほかの区ではあまり見られない事業といたしましては、青年期のひきこもり家族支援事業を大井保健センターで実施しているところでございます。そのほか、保健センターでは精神科専門医による相談、社会参加促進事業、家族支援など、さまざまな事業を実施しているところでございます。

では、この後、133ページまでお進みいただきまして、ここは保健予防課で対応する自殺予防対策でございます。平成19年度より、うつ・自殺予防対策を強化し、予防啓発、関係機関とのネットワークづくり、相談体制の充実に取り組んでまいりました。自殺者数は全国的にも、自殺対策基本法ができてから減少はしているものの、依然として若い世代の死因の第1位は自殺であるという非常に深刻な状況がございますので、品川区といたしましては昨年より教育委員会と連携し、若年層への自殺対策を強化したところでございます。

### ○仁平品川保健センター所長

それでは、私からは、保健センターにおける保健師等の専門職の活動と、事業についてご説明させていただきます。

まず、1ページの組織図をご覧ください。保健センターは品川、大井、荏原の3所体制をとっているところでございまして、基本的には住所で地区割りを決めておりまして、管轄制度をとっております。ただ、各センターは関係がございまして、連携して事業を進めているところでございます。

おめくりいただきまして、2ページですが、こちらに専門職等の職員数が記載されてございます。各センターの職員は事務職のほか、医療に関する専門職が複数配置となっているのが特徴となっております。最も多い職種は保健師で、3センターそれぞれに14名、6名、13名を配置しているところでございます。保健師のほかには、品川に心理職、栄養士・歯科衛生士はそれぞれのセンターに配置をしております。各管内の区民の健康増進や疾病予防の業務にかかわっているところでございます。なお、レントゲンの関係がありまして、大井に放射線技師を配置しております。

各センターの事務分掌は、おめくりいただきまして、6ページから8ページに記載のとおりでございます。

おめくりいただきまして、10ページまで進ませていただきます。センターの各管轄地域と人口を記載しておりますが、品川は19万人、大井は5万7,000人、荏原は14万人の人口を対象として事業

を展開しております。

少し飛びまして、22ページまでお進みいただきよろしいでしょうか。3. 保健衛生の相談・指導をご覧いただきたいと思います。初めに、(1)保健師の活動についてご説明させていただきます。保健師は、乳児から高齢者まで全ての年代を対象といたしまして、こころと身体の健康の保持増進、疾病の予防や早期発見、難病患者の在宅療養支援、精神障害の方の生活支援、社会復帰支援などの事業に日々取り組んでいるところでございます。

具体的には、各保健センターにおきまして、それぞれの保健師が地区ごとに担当制を持ちまして、担当地区にお住まいの区民の方々に対しまして、家庭訪問、面接、電話相談、必要に応じて関係機関と連絡調整の上、療養の支援等を行っているところでございます。

おめくりいただきまして、24ページの表および25ページのグラフにつきましては、平成29年度の保健師の個別援助活動の状況をまとめたものでございます。精神保健福祉分野と、妊産婦、乳幼児といった母子保健分野における個別支援が多い状況となっております。

続きまして、おめくりいただきまして、26ページの(2)の栄養士の活動についてですが、栄養士は、区民の食生活、栄養の面からの健康増進、疾病予防を目的といたしまして、離乳食指導などを含む個別の食事相談、支援、講演会を実施しております。

また、会社等の事業所、高齢者・児童福祉施設において給食を食される方がおりますので、給食を通して健康の維持増進が図れるよう、給食施設管理者に対しまして必要な指導や支援を行っているほか、毎年国が地区を定めて実施します国民健康・栄養調査に協力しまして、我が国の栄養摂取量や生活習慣等の状況について、基礎データの把握に協力しているところでございます。

また、食品の栄養成分表示におきまして、虚偽・誇大表示が行われないよう、業者からの相談に対応しております。

26ページから28ページにかけては、主な活動実績を記載しております。後ほどご覧いただければと思います。

次に、29ページにお進みいただきまして、(3)の歯科衛生士の活動をご覧ください。歯科衛生士も、乳幼児から高齢者、また障害のある方を対象といたしまして、生涯にわたる歯と口腔の健康保持・増進を目的といたしまして、ライフステージに応じた事業を展開しているところでございます。具体的には、母子を対象にした保健センターにおけるさまざまな健診事業のほか、健康づくり推進委員事業への支援などにより、歯科の分野から区民の健康づくりを働きかける職種となっております。

次に、1枚おめくりいただきまして、30ページの(4)の実習生の指導についてでございますけれども、保健センターでは、保健師、助産師、栄養士、臨床研修医、歯科衛生士等の保健医療職を目指す学生の実習指導を担っておりまして、地域保健を学ぶ重要な研修の場所の一つとなっております。

以上が保健師、栄養士、歯科衛生士の活動状況となります。

次に、健康づくりの中で保健センターが担当しております内容について説明させていただきますので、74ページまでお進みいただきたいと思います。健康づくり事業の一環といたしまして、(2)の健康づくり推進委員事業におきまして、保健センターの保健師、栄養士等が各地区の委員会と連携いたしまして、健康づくり活動を推進しております。

続きまして、77ページの(4)の健康づくり支援事業の中の、おめくりいただきまして、78ページの⑤の健康大学しながわについてでございます。健康大学しながわは、健康について総合的に学びまして、受講生がその後、地域でさまざまな健康づくり活動を展開することを目的としておりまして、平成28

年度からは公開講座のほか、チャレンジコースとして健康づくりについて実践的に学べる講座を、30代から60代を対象に開催しているところでございます。

続きまして、おめくりいただきまして、81ページの(8)の健康学習についてでございます。これは、区民が主体的に健康づくりに取り組めるよう、各種の健康づくり事業を実施しているものです。事業は、地域の依頼に応じて実施する出張型の健康学習、保健センターで開催する所内健康学習、地域の自主グループ活動の育成等に区分されております。

以上が保健センターが担っている健康づくり事業となります。

次に、母子保健事業の中で保健センターが担当しているものについてご説明いたしますので、83ページにお進みください。母子保健事業は、13. 母子保健に記載のとおりでございます。初めに、おめくりいただきまして、84ページの(2)の妊産婦の保健についてでございます。この中で、①の母子健康手帳の交付と、86ページの④の妊婦への支援以降が、保健センターで実施している事業となります。④の妊婦への支援につきましては、若年、高齢、多胎、妊娠高血圧症候群、その他心身に疾患、障害がある妊婦につきましては、保健師が訪問、電話などにより相談支援を実施しております。

87ページの⑤の出産・子育て応援は、しながわネウボラネットワークの一環といたしまして、妊娠・出産・育児の切れ目のない支援を行うもので、(ア) 妊娠期からの相談事業では、妊婦に面接を行いまして、母子保健と子育て情報を紹介し、さまざまな相談に応じているところです。

(イ) 産後ケア(日帰り型)ですが、こちらは産後、不安が高まる時期に産後の母体管理とリフレッシュの機会にするとともに、授乳方法や育児の技術を学び、子育ての不安を解消する目的で行われております。

(ウ) の宿泊型ケアですが、こちらは初産で、産後、家族等からの十分な支援が受けられないという不安のある方を対象として、指定医療機関における宿泊型のケアを行っております。

88ページに進ませいただきまして、(エ) に訪問型のケアを記載してございます。こちらは産後6カ月未満の母子を対象に、助産師が利用者宅に訪問いたしまして、乳房ケアや授乳指導等を行うものでございまして、本年の6月より開始した事業でございます。

(オ) の電話授乳相談は、助産師が乳房や授乳に特化した電話相談に応じているもので、本年の4月に開始した事業でございます。

続きまして、⑥の健やか親子学習におきましては、妊娠期から育児期までの保護者を対象としまして、さまざまな教室や講演会などを保健センターで実施し、単なる知識、情報の提供にとどまらず、親同士の交流、仲間づくりの機会を設けている事業になっております。

89ページに移りまして、⑦の食からの子育て支援は、妊娠期から育児期にかけて、食育をテーマに各種教室、相談を実施しているものでございます。

続きまして、おめくりいただきまして、91ページをご覧ください。(3)の乳幼児の保健についてでございます。まず最初に、1)の乳幼児の各種健診等の①のすくすく赤ちゃん訪問事業・電話による育児相談でございます。生後4カ月までの全ての乳児を対象に、助産師、保健師等が家庭を訪問いたしまして、質問用紙を用いまして母親の産後うつスクリーニング等を行いまして、うつの早期発見、早期対応により子育て支援を行っているものでございます。

次に、1枚おめくりいただきまして、92ページの③からの乳幼児の健康診査についてご説明させていただきます。区では、4カ月、1歳6カ月、3歳児の健康診査を保健センターで行いまして、6カ月と9カ月につきましては契約機関に委託の形で実施しております。保健センターの健診では、小児科医

師による健診のほか、心理相談員、保健師、栄養士、そして、月齢に応じまして歯科医師による健診、歯科衛生士が相談・指導等を行いまして、発育・発達のおくれや疾病の早期発見にとどまらない、子育て支援全体を視野に入れた健診事業を行っているところでございます。

一連の健診の結果、異常が発見されたお子さんには、より高度な検査が必要となりますので、医療機関に委託して、さらなる検査を実施するとともに、発育・発達心理面で経過観察が必要とされたお子さんにつきましては、98ページの⑭から⑯にありますように、乳幼児経過観察、発達健診、心理相談の各事業でフォローアップをしているところでございます。

以上が乳幼児およびその保護者を対象とした訪問事業、健診、相談事業の概要でございます。

最後になりますが、99ページをご覧ください。2)の母子関係医療費助成についてでございます。区には、中学3年生までを対象としました子どもすこやか医療費助成制度がありますが、それ以外に、未熟児を対象とした養育医療、障害のあるお子さんの手術費用の助成を行う育成医療など、各種の母子を対象とした医療費助成制度の申請窓口を保健センターが担っているところでございます。

#### ○石田（秀）委員長

長い説明を、皆さん長時間ありがとうございました。

少し休みましょう。暫時休憩します。

○午後3時35分休憩

○午後3時45分再開

#### ○石田（秀）委員長

厚生委員会を再開いたします。

ただいま説明が終わりました。

これより説明に対する質疑に入りますが、先ほども申し上げましたように、具体的な質疑は、今後取り上げていく個々の案件の中で活発に行いたいと思いますので、その点を踏まえて、特にご確認したいことがございましたらご発言を願います。

#### ○石田（ち）委員

本当に長時間の説明、ありがとうございます。説明を聞いていると、細かく聞きたくなるというところもたくさんあったのですが、今日は事務事業概要ということですので、大枠で聞いていきたいと思えます。

まず、福祉部の事務事業概要の組織図、9ページで、福祉計画課の派遣というところですか。社協と三徳会、福栄会、さくら会が派遣となっているのですが、この上のほうに小さい文字で説明もあるのですが、これは法人に派遣されている人数なのか、法人から派遣されている人数なのか、わからないと思ったのです。それを伺いたいのと、なぜ社会福祉法人に派遣するのか、もし法人から受け入れているのであれば、なぜ派遣を受け入れているのか。

そしてまた、この法人というのが去年はさくら会と社協だったと思うのですが、これは変わりますが、ほかにも品福とか、春光福祉会、こうほうえん、若竹大寿とか、愛生福祉会とか、新生寿会とか、思い当たるところではいろいろな社福があると思うのですが、この派遣もしているのか、受け入れているのか、そして、なぜこの法人なのかというのを伺いたいと思います。

まとめて言ってしまったほうがいいですね。それと、地域福祉計画のことで伺いたいのですが、今年策定されるということで、スケジュールを伺いたいと思います。前回質問したときに、策定委員会

が5月ぐらいにということで、先ほどの説明の中で、もう第1回をやられたということでしたので、この策定委員のメンバーを伺いたいのと、策定委員会の公開も求めてきたのですけれども、これがされるのかどうなのか、そして、議会への報告はいつごろされるのかというのを伺いたいと思います。これが、まず地域福祉計画、福祉計画課にかかわることです。

それと、障害者福祉課では、これも9ページの組織図のところ、基幹相談支援センターを区の障害者福祉課に置いていると思うのですけれども、障害者相談支援担当の部署が、これを担当することになるのでしょうか。障害者相談支援担当の部署に基幹相談支援センターが入っているということになっているのか、そして9人が担当しているということなのですけれども、専門職の職種と配置人数なども伺いたいと思います。

それと、子どもの支援計画は今、全て区が行っています。先ほど説明があつて、4カ所あるけれども、1カ所でしかやっていない、それが区だということで、区で子どもの支援計画をされていると思うのですけれども、これはどの部署でやられているのでしょうかということを伺いたいと思います。

それと、あとは生活保護の生活福祉課のことですけれども、ケースワーカーのところ、先ほど全部で97名という説明がありました。職員数は区の職員65名と、面接相談員など専門非常勤職員32名で、97名という説明だったので、1人の方が受け持たれている人数が多いと聞いています。それで、大体1人が、厚労省から示されているのは80人平均で受け持つようになっていると思うのですけれども、多い人は120人から130人受け持っていると聞いています。これは改善が必要ではないかというのを私たちはずっと言ってきたのですけれども、なぜ改善ができないのかというところを伺いたいです。

支援が必要な人が増えているのではないかと思いますのですが、私たちも相談を受ける中で、精神疾患だったり、依存症だったり、きめ細かな対応が大事だと思うのですけれども、人数は数で出るのですが、その負担というのが、人を支援するわけですから、負担が多いのではないかと思いますので、今の1人が受け持っている平均人数と、なぜ人数を減らしていくというか、軽減するということが改善できないのかということ伺いたいと思います。

### ○大串福祉計画課長

私ども福祉計画課に入っています法人への派遣でございます。区職員が法人に派遣されているという形です。法人のほうに行きまして、実際の業務といったものを研修という形で学んでもらうといった意味合いの形で、法人に派遣をしているというところでございます。

それから、地域福祉計画につきましては、全部で策定委員会は5回を予定しております。先ほど申し上げましたように、6月7日に第1回が開催されたということです。2回目については、8月8日を今のところ予定しております。

策定委員会のメンバーでございますけれども、全部で策定委員が37名でございます。医師会、薬剤師会、歯科医師会です。あるいは区政協力委員会、あるいは民生委員、あるいは学校のPTAであったりとか、学校長、校長会からも来ていただいていますし、また、先ほど申し上げましたように、「品川区すべての人にやさしいまちづくり推進計画」と統合といったところで、区内のバス事業者、あるいは鉄道といった関係の方も集まっています、全部で37名で、委員長を含めて38名で構成をされています。

それから、公開・非公開についてでございます。原則公開ということでやらせていただいております。ただ、委員長を学識経験者の方をお願いしております。その委員長からの強い要望で、今申し上げます

たように37名の方が一堂に会するといったところで、個別のお話がなかなか聞きづらいといったところで、第1回のときも、最初の1時間ほどはこちらからの説明ですとか、そういった形で進めさせていただきまして、後半の1時間につきましては第2部という形で、グループワークということで、大体5人から6人ぐらいの小さなグループに分かれていただいて、そこでご意見をいただいたという形になっております。

したがって、第1部につきましては公開という形をとらせていただきましたけれども、第2部につきましては、そういった少人数でのグループワークということになりましたので、そこでは非公開という形をとらせていただいております。今後の進め方については、また委員長とご相談しながら進めていこうと思っておりますが、委員会そのものにつきましては原則公開という形でやっております。

それから、報告の関係でございます。当然、策定委員会での議論を踏まえた上で、一定のまとめをさせていただくと。当然、パブリックコメントの対象となっておりますので、パブリックコメントの実施の時期にはまたご報告をさせていただくといった形で考えているところでございます。

#### ○松山障害者福祉課長

基幹相談支援センターについてのお問い合わせでございます。基幹相談支援センターは、障害者福祉課の中の障害者相談支援担当の9名ということで行ってございます。この中の1名と、あと非常勤、心理の方1名につきましては、児童の計画相談を行ってございます。それから、職種については今、手持ちがないのですが、社会福祉士、あるいは保育士の方もいらっしゃいます。なので、1名が基幹相談支援センターと障害児の計画相談支援の業務を兼務しているという状況になってございます。

#### ○矢木生活福祉課長

まず、直近のケースワーカー1人当たりの担当世帯数でございますが、4月末現在が直近でございます。こちらについては111世帯ということになってございます。そして、ケースワーカーの人員の増員の件でございますが、こちらは区全体の人員配置のこともございまして、なかなかすぐに増ということにはなっていないというところでございますが、ただ、先ほど申し上げた非常勤32名の中に、高齢者世帯自立支援員が5名、就労自立支援相談員が5名、警察OBである生活福祉支援員が3名ということで、こういった方々に、複雑化・高度化する課題に関しまして、専門非常勤のお立場としてお助けいただくということで、ケースワークを行っているところでございます。

#### ○石田（ち）委員

ありがとうございます。わかりました。そうしたら、地域福祉計画は37名ということで、全体でやるときは、公開される感じになるということですね。わかりました。

それと、障害者のところで、子どもの相談の支援計画が、さっきの説明では事務事業概要のところでは星マークがあって、271件ぐらいを区だけで見ているということで、それを2人が専門的に担っていると。これは、どうしてそういう状況に、支援計画なので、一番大事なところだと思うのですけれども、そこが組めないと、サービスにつながらないというところにもなってくるので、そこが2名だけになっているという現状を、区としてはどう考えているのかというのを改めて伺いたいと思います。

それと、ケースワーカーのところは、1人につき平均111世帯と出されたのですけれども、区全体の人員だということなのですが、これから生活に困窮するということでは、生活困窮の支援体制も今、組まれていますけれども、保護世帯というのは今、そんなに増えてはいない状況ですけれども、高齢化や、いろいろな疾患や精神的なものを抱えている中ですので、先ほどもご説明あったと思うのですけれども、支援がすごく複雑化しているものですので、1人のケースワーカーの負担が重いと、それが

一人一人に届かないというところでは、重症化もしていくという思いもあるのですが、区全体の人員なので、区の職員を今、品川区は削減していつている状況ですので、簡単なことではないのだろうとは思いますが、ぜひここは改善が必要な部分なのではないかと。

そして、ケースワーカーが自分にゆとりを持って接することができないと、十分な制度の調査とかも、いろいろな制度につなげていかなければいけない分野だと思うのですけれども、そういった制度も知らないままに受給者と接すると、すごく不利益が多くなってきているのではないかと思いますので、ぜひこの人員を増やすということに力を注いでいただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

#### ○松山障害者福祉課長

委員ご指摘の、270件ほどを2名でやっている計画相談なのですが、障害者の計画相談については、現状としては課題だと捉えております。今後、区だけではなく、民間の事業所等も含めまして、広い視野で相談を丁寧に行っていきたいと思っております。

#### ○矢木生活福祉課長

人員を増やすことに力をというご質問でございますが、答弁の繰り返しになってございますが、なかなか区全体のところでございまして、早急にどうこうということができないというのが実情でございます。ただ、私どもも手をこまねているわけではございませんで、例えば週に1度の係長会で最新の技術、情報等を共有してございますし、こうした委員会等の情報につきましては逐一、朝会等で情報提供するという形で、できるところからできる限り情報共有、研究を進めまして、またさらに、各係ごと、係長がしっかり係員を指導、または「ほうれんそう」を行うことにより、係員の支援を行っているということをやっております。

#### ○石田（秀）委員長

ほかにございますか。いいですね。

では、事務事業概要につきましては、以上で終了いたします。

---

### 3 報告事項

予防接種事故への区の対応結果について

#### ○石田（秀）委員長

次に、予定表3の報告事項を聴取いたします。

予防接種事故への区の対応結果についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

#### ○鷹箸保健予防課長

では、お手元の資料をご覧ください。この件につきましては、昨年の5月15日および8月21日の厚生委員会でも途中経過について報告をしております。案件に関しまして予防接種事故への区の対応結果ということについてでございますが、今回3回目の報告になります。

では、報告させていただきます。まず概要でございます。区が予防接種事業を委託している品川区医師会所属の一医療機関におきまして、予防接種法では認められていない複数のワクチンをまぜて接種するという誤った方法で実施していたことが発覚いたしました。

調査の結果、平成21年4月から平成29年4月まで、8年間で435名にワクチンをまぜて接種していたことが判明し、区では対象者に誤った接種だった旨の通知ですとか、希望者への抗体検査、また区内予防接種実施医療機関での再接種につきましては、昨年10月31日までに実施を終わったところ

でございます。

なお、区外で実施した抗体検査ですとか再接種につきましては、本年3月末までに報告を求め、再発防止策を含め、このたび全ての対応を完了いたしましたので、今回報告させていただくところでございます。

対応の経過でございます。既にご報告したところもありますが、かわられている委員もいらっしゃいますので、もともとご報告させていただきます。

まず、昨年4月14日、この日は金曜日でございますが、当該の事故が発覚いたしました。事故報告書の提出を受けまして、東京都へ事故を報告しております。明けて月曜日の4月17日、この医療機関につきましては、品川区の予防接種契約医療機関から除外をしました。

4月20日から、必要な調査ということで、区に5年間分保存されておりました22万7,655枚の予診票、そして任意提出を受けましたカルテ2,134件と、区の予防接種システムの突合作業を開始いたしました。そして28日は、間違い防止に関する注意喚起文書を品川区医師会、荏原医師会に送付してございます。同時に、この事故につきましては、こういったことはまかりならぬということで、東京都から東京都医師会にも同日、ほぼ同じ内容の文書が出されています。

この突合作業でございますが、連休などもございましたが、5月3日までに全ての突合作業を終了いたしました。この結果をもとに、5月8日に第1回の予防接種事故調査委員会を開催してございます。予防接種事故調査委員の委員名簿につきましては、裏面に参考として載せてございますので、後ほどご覧ください。

この第1回の委員会では、こういった間違っただけの接種が起きたことに対して、どのように対象者に対応するかということで、まず生ワクチンの接種について、希望者への抗体検査および再接種、不活化ワクチンについてはワクチンの種類や接種回数に応じて対応していくことと決めてございます。抗体検査につきましては、②番でございますが、品川区医師会館で複数日を設定して実施する。再接種につきましては、予防接種実施医療機関、協力医療機関で実施するという、3つの方針を決めたところでございます。

この方針を受けまして、5月16日に対象者へ通知を発送しています。このときは420名でございます。冒頭、8年間で435名と、発送420名という、この15名の差でございますが、435名全て予防接種システムで現在の住所を確認しましたところ、この差に当たります15名につきましては、海外に転出されている方で、現在の住所がわからないということで、残念ながら発送ができなかったということで、15名の差が出ています。この日に初回のプレスをいたしまして、第1回のホームページで、区にこういった事故がありましたと。対象者の方についてはご連絡をします、抗体検査をしますといった内容で、第1回のホームページを記載してございます。

それを受けまして、6月の17日、22日、23日、24日の計4日間で抗体検査を実施いたしました。このときに採血にいらしたお子さんは、219名でございます。年齢が一番小さいお子さんで1歳6カ月から、8歳10カ月ということで、219名の方に採血検査を実施しております。

この結果のうち、7月7日に第2回予防接種事故調査委員会を開催しております。これは、この日までに生ワクチンのほうの抗体検査の結果が出たということで、生ワクチンの抗体検査の解釈と、それに基づく再接種対象者を第2回の委員会で決定しました。7月10日にこれを受けて、生ワクチンの抗体検査結果と対応について、142名の方に通知をしてございます。

また、その後、不活化ワクチンの検査結果が出たことを受け、7月31日に第3回の予防接種事故調

査委員会を開催いたしました。ここで、今度は不活化ワクチンについて抗体検査結果に基づき、再接種対象者を決定いたしております。これらの結果を受けて、第2回のホームページを8月14日に掲載させていただき、8月15日に183名の方に対して、不活化ワクチンの抗体検査結果と対応について通知をいたしました。

これらに基づきまして、10月31日までに、区内協力医療機関での再接種を全て完了してございます。

ここまでで、数に齟齬がありますので、ご説明をしますと、先ほど435名と420名の違いを説明したところですが、その後、私どもで、8年間こういった間違っただけを行っていたのですが、カルテですとか予診票の保存が5年間ということで、3年間の差異がございまして、ホームページなどを見てお問い合わせがあった方で、追加で55名の方に、420名に加えて接種の対象、抗体検査のお知らせですとか、あなたはこういった対象になりますということを通知しておりまして、総発送数は475名になります。

そのお一人お一人、抗体検査の日においでいただいて、対象になるかというところを確認させていただいたところ、確認の結果、混合接種を実はしていないということが判明した方が、475名のうち78名いらっしゃいました。というのは、ワクチンもいろいろとあるのですが、小児用肺炎球菌ワクチンに関しては、製造工程が異なるということでもせなかつたということがわかっておりますので、それらを除くと、78名の方は対象ではなくなる。よって、最終的に混合接種が確認された方は397名ということがわかりまして、397名対応したということになっております。

その後、今年に入りまして、全ての結果を受けて、1月12日に第4回の予防接種事故調査委員会を開催いたしまして、予防接種事故への事後対応結果を委員に報告するとともに、今後の再発防止策について検討、方針を決めたところでございます。それを受けて3月6日に、区と両医師会の共催によりまして、「予防接種スケジュールの考え方」という題名で、予防接種に非常にご専門の知識がある、すがやこどもクリニックの菅谷明則先生を講師として招いて講演会をしています。

この間、3月31日に、区外の対応も含めて、対応が全て完了したところでございます。

3番、抗体検査と再接種の結果でございます。(1)が生ワクチンの抗体検査結果、裏面に行きまして、(2)が不活化ワクチンの抗体検査結果。これにつきましては、第2回の委員会報告までで全てご報告しておりますので、省かせていただきます。

再接種の対象者数、裏面の(3)でございますが、抗体検査を実施せずに再接種を希望した者、および再接種基準値未満で再接種を希望した者は、生ワクチンはMR100名、水痘92名、おたふく風邪93名、不活化ワクチンではヒブが90名、四種混合63名、不活化ポリオ16名、破傷風トキソイド21名、B型肝炎11名、これらの数でございました。

再接種結果でございますが、再接種対象者486名のうち、これは延べになっていきますので重なっている方がいますが、370名、76.1%の方が再接種を完了し、再接種をした方の中で副反応を認めた方はいらっしゃいませんでした。

再発防止への対応でございます。何といたっても予防接種実施医療機関への事故直後の啓発ということで、法令遵守や正しい用法による接種について、再確認および注意喚起を文書により通知してございます。また、予防接種実施医療機関へ適宜情報提供するというのも非常に重要ということで、今回の講演会ですとか説明会の実施を通じまして、予防接種に関する情報を適宜提供させていただきました。

今後でございます。(3)保護者への支援ということで、先ほどの事務事業概要でお話をさせていただい

たとおり、最近非常に予防接種の数も増え、接種間隔も非常に複雑化し、その中で、今回ワクチンをまぜて接種してしまったのですが、そうではない同時接種、同じ日に何本ものワクチンを同時接種するという方法については、医師が必要と認めた場合には認められているところでございますけれども、そういった中で、接種漏れがあったり、接種間隔の間違いがあったりということで、非常に間違いが多くなっているということから、保護者の方への支援、わかりやすくするというところで、今後ですが、対象児の生年月日を入力すると、適した時期に予防接種を、次は何の予防接種です、1週間後に次はこれですといった形で、個別に保護者の方の端末に予防接種の通知が来るような予防接種アプリを導入するというところで、本年度既に予算をいただいております、これにより、保護者みずからが適切な時期に確実に予防接種を完了するような支援をしていくという形で、今年度運用を開始予定でございます。

現在、子育ての支援課で実施しているアプリと、統合ができるのか、できないのかということを含めて検討しているところで、夏ごろには運用開始できる予定ということで、今、このアプリ導入について、急ぎ決めているところでございます。

その下は、先ほどお話ししたように、予防接種事故調査委員会のメンバーでございます。所属役職は当時になってございますが、2番・3番の柴山先生・多屋先生につきましては、いずれも日本のワクチンの専門家であり、また細菌感染部門の専門家であるという、どちらも専門家の方をお招きし、あとは両医師会の方々とともに、事故調査委員会を開きながら、今回の対応をとってまいりました。

以上で全ての対応を終了いたしましたので、報告を終わります。

#### ○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

#### ○石田（秀）委員長

それでは、ご発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

---

#### 4 その他

#### ○石田（秀）委員長

次に、予定表4、その他を議題に供します。

その他で何かございますでしょうか。

#### ○寺嶋高齢者福祉課長

恐れ入ります、私からは、お手元の資料、立会川雨水放流管工事（東京都下水道局施工）についてご説明いたします。

本件は、本日建設委員会で詳細の報告がなされておりますが、この工事が南大井三丁目に仮移転している総務部分室および月見橋の家に関係することから、総務および厚生委員会においてもご報告するものでございます。

まず1番、立会川雨水放流管工事の概要をご覧ください。この工事は、立会川沿いの浸水対策などを目的として、図のとおり、なぎさ会館と月見橋の間に下水道管をシールド工法で整備するものでございます。なお、この工事のために、区の施設であります月見橋の家を南大井三丁目に仮移転し、もとの土地を都に工事ヤードとして貸与しているものでございます。

2番、工事工程の変更をご覧ください。東京都からの報告によりますと、浸水被害に対する安全性を

さらに向上させるために、月見橋のマンホール構造を見直すものとしており、雨水放流管の完成時期が1年半おくれて、平成33年度末になる見込みとのことでございます。また、マンホールの見直しなどによりまして工事が大規模化し、マンホールの完成後に月見橋の家を復旧するという工程に変更が行われるということで、建築の完了が3年半おかれて、平成34年度末になる見込みでございます。

3番、今後の予定です。今後は東京都と連携し、町会や周辺区民、月見橋の家を利用される方々への説明を順次実施していく予定でございます。また、区所管課の河川下水道課からは、区に影響の大きい事業であるということから、工程管理の徹底を都に強く要請するものと聞いております。

#### ○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本件について、何か確認したいことがありますでしょうか。

それでは、これで終了いたします。

ほかに、その他で何かございますでしょうか。いいですか。

ないようですので、所管事務調査についてご案内を申し上げます。

この前、正副委員長会をさせていただきましたけれども、本年もしっかり積極的に所管事務調査に取り組んでいくという話がありました。年間を通して協議したい課題や調査事項等につきまして、委員の皆様からご発言をいただき、委員会日程等を考慮しながら、できる限り調査をしていきたいと思っております。

先日、過去の調査項目については、参考にお配りをさせていただきました。それを踏まえて、この場で所管事務調査等についてご意見がございましたら、ご発言願います。

#### ○若林委員

大変細かいこともあるかもしれませんが、とりあえず書き出しましたので、お伝えします。

高齢福祉については、参考までということ、住宅確保について、生活支援策について、認知症対策について。それから健康については、3歳児の視力検診について、子どもの歯科矯正について。障害児者については、福祉タクシーについてなどがございます。

#### ○石田（秀）委員長

ありがとうございます。今みたいな発言をしていただければと思います。何かありましたら。

#### ○石田（ち）委員

私たちは、まず障害者の相談支援について。障害者、当事者の方からも、ここの充実を求める声強い分野かと思っております。必要とする支援が提供される体制が、サービスの支給量とか、そういったことを調査できたらと。

さらに、先ほどの説明にも出てきましたけれども、基幹・拠点相談支援センター、その中での指定特定とか一般相談とか、いろいろ相談もある中で、それぞれが果たす役割や、支援計画の実態などを調査研究していけたらと思っております。

もう一つが、障害者総合支援施設について、今、建設中ということですが、とても期待が高まっているところでして、他区の状況なども参考に、新たな拠点施設のあり方を調査研究できたらいいかと。港区や世田谷区など、とてもいいところがあると、当事者の方々からも大変声が出ているので、そういうところも参考にしたりしながら、品川区の拠点を充実できたらと思っております。

それから最後、地域包括ケアなのですけれども、所管事務調査のテーマにはずっと上がってきているところだと思うのですが、いま一つスムーズな形になっていないのではないかと私たちは感じていまし

て、医療と介護の連携とか、改めて実態を調査研究していきたい。それから、地域包括支援センターのあり方ということも、その中で調査研究していけたらと。品川独自の独特なやり方というところでは、それがどのように地域包括ということになっていけているのかということところが、なかなか見えてこないもので、そういったところも調査研究していきたいと思っています。

#### ○若林委員

さっき漏らしたところもありまして、今回、7名の委員のうち5名が2期連続という、これを長所と捉えて、またかというのではなくて、前回の調査項目をさらに深めるという観点もあっていいのではないかと僕は思いますので、障害者福祉については、やはり相談支援を引き続き深めていきたいということ。その深め方については、前期の所管事務調査の調査研究の中で、自立支援協議会との関連性もあると。また、そういう勉強も先日させていただいたところでもございますので、ここら辺を、視察も含めて、大いに深めていきたいというのが1つ。

高齢者支援については、いよいよ医療・介護の連携もそうなのですが、それも1つということで、支え愛・ほっとステーションの第2層協議体、いわゆる支え合いの活動会議といいますか、それも前期、勉強させていただいて、今後ますます、データヘルス計画もできて、さまざまな地域の保健関係のデータも地域ごとに分析できるという環境ができてきた。もう一つは、この活動会議もできて、地域資源の開発等のお話も、これから充実させていけるのかなというところで、こういうところにはもう少しスポットを当てることができる。

高齢者支援ではもう一つ、自立支援型のケアということが大事だと思いますので、今、例えば介護ロボットが介護者の負担軽減のほうに重きを置いてやっておりますけれども、介護度改善という国の介護報酬のあり方も、品川区等の取り組みをもとに変わってきたという、非常にいい例でもありますので、この介護ロボットと介護度改善のあり方というのも、ほかの自治体でぼつぼつやっておりますけれども、研究をしてもいいのかなという思いで何点か取り上げさせていただきました。

#### ○石田（秀）委員長

ありがとうございます。ほかによろしいですね。

正副で話をしたときも、いろいろ幾つか出てきた話もあるので、今、お二人からそういう話がありましたが、それ以外にもありましたら、6月18日月曜までに、文書にて事務局に出してください。今、話していただいたのは出さなくてもいいですし、改めて出していただいても、どちらでも構いません。6月18日、事務局まで提出してください。

私のほうでもいろいろ思いもあつたりするところもありますし、積極的に、今、他区という話もありましたけれども、所管事務調査の中で他区に行けたら。今、私も調べてくださいとお願いしているところもあつたりして、文科省とかに行つて勉強したいと思つている項目もあるので、そういうことも含めて、他区等視察に行つて、一緒に勉強してくるということも取り入れていきたいと思つておりますので、何しろ6月18日、第1回出していただいて、次回7月の委員会で提示をして、決定をしていきたいと思つておりますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

それからもう一つ、行政視察。今回は選挙があるということもありまして、行政視察も早急に決めていかななくてはならないと思つております。これにつきましても、ご意見がございましたら、同じように、さっき言つた所管事務調査に付随して、大体行政視察の場所を決めていくということもしておりますので、特にそこは文章で出していただきたいと思つています。

今、幾つもの所管事務調査の話が出てきたので、それで、これに基づいて行政視察をやつたほうがおも

しろいのではないか。この前、副委員長などは、今、石田ちひろ委員が言ったことは、これで行政視察に行きたいという話も正副の中では出ていたので、そういうのを文章で、これの所管事務調査に基づいた行政視察に行ってみたいと。どこか、私はここを知っていて、こういうこともあっていいのだという場所もありましたら、まことに恐縮であります。それも6月18日、非常に日にちが長いのですが、それまでに、これも事務局のほうに出していただきたいと思います。

それも7月の委員会でご提示をして、相手もあることで、今度は期間もないものですから、そこで決定をさせていただいて、相手にしっかり確認をとって、行けるようにしていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

#### ○石田（秀）委員長

それでは、事務局に提出をよろしくお願ひします。

続きまして、日程について確認をさせていただきます。

行政視察は今度は選挙がありますので、9月3日月曜日から7日金曜日と、10日月曜日から12日水曜日というのが、今、事務局で考えているところであります。私のほうでは、9月3日から7日、月曜から金曜日の3日間、月・火・水か、火・水・木か、水・木・金か、ここでというのは今、事務局には少しお願ひしています。9月3日から7日までで予定しても、相手があることなので、どうしても10日から12日になるということもありますが、私は第1案としては、9月3日から7日の間で皆さんも決めていければと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

#### ○石田（秀）委員長

では、これは相手があることなので、ちょっとわかりませんが、それも含めて頭の中に入れてお願ひしたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

それでは、本日いただきました意見や、追加でいただく意見を参考に、次回委員会で決定をしていきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

これをもちまして、厚生委員会を閉会いたします。

○午後4時30分閉会